

平成26年第3回西郷村議会定例会

議事日程(4号)

平成26年9月26日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第 6 3 号 西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例
- 日程第 2 議案第 6 4 号 西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- 日程第 3 議案第 6 5 号 西郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例
- 日程第 4 議案第 6 6 号 平成25年度西郷村歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 6 7 号 平成25年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認
定について
- 日程第 6 議案第 6 8 号 平成26年度西郷村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第 6 9 号 平成26年度西郷村墓地特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 7 0 号 平成26年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算(第1
号)
- 日程第 9 議案第 7 1 号 平成26年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 報告第 4 号 平成25年度西郷村財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 11 報告第 5 号 平成25年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告につい
て
- 追加日程第1 発議第 6 号 西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会の設置について
- 追加日程第2 議案第 7 2 号 西郷村教育委員会委員の任命について
- 追加日程第3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第4 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 2 請願・陳情に対する委員長報告
文教厚生常任委員会
請願第 3 号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援
事業の継続を求める請願書
産業建設常任委員会
請願第 4 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
請願第 5 号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」
に関する請願
- 追加日程第5 発議第 7 号 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による就学支援
事業の継続を求める意見書の提出について
- 追加日程第6 発議第 8 号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出について
- 追加日程第7 発議第 9 号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に
関する意見書の提出について
- 日程第 1 3 議員派遣の件
- 日程第 1 4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 日程第 1 5 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 6 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 7 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 1 8 除染業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 1 9 閉会

・出席議員（17名）

1番 佐藤厚潮君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 参事兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	参事兼 放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	参事兼 健康推進課長	皆川博三君
参事兼 商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	参事兼 企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	参事兼 学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会 事務局局長	近藤伸男君
代表監査委員	居川孝男君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	主幹兼 次長係長 議事係長 兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時59分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

平成26年第2回臨時会会議録をお手元に配付しましたので、ご了承願います。

ここで、発議1件、議案3件が提出されました。この取り扱いについて議会運営委員会の開催を要請いたします。

議会運営委員長、よろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時07分）

◎追加議案の一括上程（発議第6号、議案第72号、諮問第1号及び諮問第2号）

○議長（鈴木宏始君） ただいま追加提案されました発議1件、議案3件につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、日程第11の次に追加日程第1、発議第6号、追加日程第2、議案第72号、追加日程第3、諮問第1号、追加日程第4、諮問第2号との答申がございました。この答申のとおりにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、発議1件、議案3件につきましては、日程第11の次に追加日程第1から追加日程第4までとすることに決定しました。

資料を配付いたします。

暫時休憩します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時07分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時09分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 職員に発議及び議案を朗読させます。

(事務局長、発議書及び議案書により朗読)

○議長（鈴木宏始君） 発議及び議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第1、発議第6号に対する趣旨説明を求めます。
10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。それでは、発議第6号について趣旨説明をいたします。
まず最初に、調査事項でございますが、議員定数の適正化に関する事項であります。

市町村議会の定数は地方自治法第91条に定められております。平成23年の法改正で法定上限数が撤廃され、それぞれの団体において議員定数を条例により定めることができるようになりました。昭和52年、1万2,000人程度だった西郷村の人口は現在約1万9,800人になり、間もなく2万人になろうといたしております。

その間、昭和52年に26名だった議員定数が昭和58年に4人削減し22人となり、さらに平成15年には4人削減し18人となり、現在に至っているところであります。

さらに、この間、全国で地方分権による市町村合併が進み、我が福島県も90市町村から59市町村になりました。近辺の町村を見ましても議員の定数を減らしている団体がほとんどであります。

議員の身分にもかかわる問題でございますので、西郷村議会として、現在の議員定数18名が適正なのか、議会を取り巻く議論や財政問題など、さまざまな民意を反映させるためにはどうしたらいいのか、その検討のための特別委員会を設置し十分に討論をしていく必要があると考えます。

2番目に、特別委員会の設置の根拠でございますが、地方自治法第109条及び西郷村委員会条例第3条の規定に基づくもので、正副議長を除く議員全員の15名以内ということで提案をいたします。

なお、正副議長におかれましてはオブザーバーとして議会に参加していただきたいと思っております。

次に、名称でございますが、西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会といたします。

目的といたしましては、議会議員定数に関し必要と認められる事項の調査研究、検討でございます。

次に、調査期間でございますが、平成27年3月31日までと考えております。できれば3月の定例会前に結論を取りまとめ、その結果について3月の定例会に議員提案議案として提案したいと考えております。

只今述べた理由により、ここに西郷村議会定数適正化検討委員会を設置すべきと考え、発議をするものであります。

以上をもって趣旨説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 発議第6号の趣旨説明が終わりました。

続いて、追加日程第2、議案第72号から追加日程第4、諮問第2号まで、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 本日追加提案いたしますのは、議案第72号、西郷村教育委員会委員の任命についての議案1件と、諮問第1号及び第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問2件でございます。

はじめに、議案第72号 西郷村教育委員会委員の任命についてであります。現委員であります勝又千賀子氏が平成26年10月17日をもって任期満了となることに伴い、再度、委員として任命いたしたく議会同意を求めるものでございます。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現在、本村においては6名の人権擁護委員が委嘱されておりますが、このうち川勝直子氏が平成26年12月31日をもって任期満了となることに伴い、再度、委員の候補者として推薦いたしたく諮問するものであります。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。諮問第1号と同様、白岩晶子氏が平成26年12月31日をもって任期満了となることに伴い、再度、委員の候補者として推薦いたしたく諮問するものでございます。

以上ご説明申し上げました。ご審議の上、ご同意、ご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第63号に対する質疑、討論、採決

- 議長（鈴木宏始君） それでは本日の日程に入ります。

日程第1、議案第63号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号「西郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第2、議案第64号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号「西郷村家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第3、議案第65号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第65号「西郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第4、議案第66号に対する質疑を許します。

15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) 15番。議案第66号「平成25年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、質疑を申し上げます。

まず最初に、改めてこの席で、担当課長のほうで結構でございますが、村の経常収支比率が何%なのかお答えをお願いします。

○議長(鈴木宏始君) 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長(須藤清一君) 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

村の経常収支比率でございますが、決算審査意見書のナンバー5の15ページに、平成25年度の経常収支比率は99.5%と出ておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(鈴木宏始君) 15番佐藤富男君。

○15番(佐藤富男君) それでは、こういった非常に厳しい経常収支比率がはじき出されたわけでございますが、私も議員になって35年経過しました。初めてこういった高水準の経常収支比率を目にしたわけですが、こういったことに陥った原因というもの担当課長はどのようなものであるかと捉えているのかお伺いいたしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 経常収支比率が99.5%ということで、経常収支比率の計算は一般的な財源収入、地方税あるいは地方譲与税、それから普通交付税ですね、それらに占める一般支出、財源支出、人件費あるいは扶助費、それから公債費の比率が高いほど財政的に余裕がなくなってくるということでございます。

99.5%というのは非常に厳しい状況でございますので、今後、これらの一般財源の財源指数である人件費、それから扶助費等も含めて、内容を精査して削減努力をしていかなければならないと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私が伺いたかったのは、どうしてこのように急激に、ここ数年で99.5%という数字になってしまったのかという原因、根本原因を担当課長はどのように分析しているんだということをお伺いしたかったんですね。

今のお話ですと、人件費と扶助費を削減するというのであれば、余分な人件費を使い過ぎたということにしか受けとれないんです。そうではないと思うので、担当課長としては、具体的にこの数字がはね上がった原因をどのように分析しているか、お答えをお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 平成21年度までは不交付団体ということで、経常収支比率の計算の中で一般的な収入、要するに分母が大きかったわけで、その部分については、交付団体になって分母が小さくなってきたという部分でその経常収支比率が上がってきたということもあります。

それ以外についても、年々、施設の維持管理費、あるいは先ほど言った人件費も含めてですが、少しずつ上がってきたということで、その辺が原因にあるかと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まことに申しわけないですけども、お粗末な答弁でしかないですね。99.5%になったというその危機感を持って財政担当が分析を行ったという節が全く見えません、今の答弁ですと。

実は、今回から村の監査委員が鈴木さんから居川さんのほうに代わられまして、私も非常に注目をしておりました。今回の決算の意見書を拝見させていただいて、非常に厳しく監査しているというか、非常に小まめに、ある意味ではシビアに、またある意味では住民側に立って監査をしているなというふうに私は受け止めました。そして、ご指摘もごもっともなご指摘ばかりで、監査委員が代わると、鈴木さんも立派ではありましたが、このように歯に衣を着せないで、きちんと住民側に立った監査をやられたなというふうに私は評価を今いたしております。

そういう中で、以前からも、監査委員の鈴木さんから財政運営については厳しく数々のご指摘があったと思います。しかしながら、それらについては一切、今まで行政側は改善していないんですね。そして、改善しないままに惰性でやってきて、結果

的にこういった99.5%の経常収支比率になってしまったと私は見ております。

今日も傍聴人の方も大勢いらっしゃいますし、またインターネットでライブ中継を見ていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれませんが、やはり一般の方ですと経常収支比率とは何だというのがわからない方もおりますので、行政用語なのでちょっと私からも説明させていただきますと、いわゆる経常収支比率というのは、西郷村の財政状況の弾力性に余裕があるのかないのか、硬直しているのかどうかということを見きわめるための一つの収支比率なんですね。

国が定めている経常収支比率については、町村においては70%から75%が健全ですというふうに言われております。80%を経常収支比率を超えると弾力性を失いつつあると、そして90%を超えると財政構造が硬直化していますとはっきりと断言しているんですね。

村は99.5%ですけれども、95%を超えると総務省の財政運営ヒアリング対象団体になってしまうんです。なってしまったんです。この計算については、いわゆる経常収支比率は、経常経費の充当一般財源割る経常一般財源プラス減税補填債、臨時財政対策費、それに100を掛けてはじき出されてくるということでございますが、そう言ってもちょっと難しいので簡単に家庭のお話でしますと、例えばサラリーマンのお父さんが奥さんから1か月のお小遣いが3万円ですよということで3万円をもらったと。それがいわゆる村の財政、村の予算だとします。そして、そこからサラリーマンのお父さんが毎日食事しますから1食800円として30日分とすると2万4,000円、3万円に対して2万4,000円使っているわけですから、経常収支比率は2万4,000円割る3万円掛ける100で80%になる。だから、あと20%のお金は残っていますよということですね。6,000円はお金が残っていますという状況なんですね。

しかし、村の場合はこれが99.5%ということは、3万円のお小遣いをもらってもう2万8,000円、2万9,000円使ってしまうとほとんどお金がない状態だと、自由に使えるお金がない状態だという状況なんですね。

ですから、本来であればこういう状況をつくる前に、例えば1食800円を600円にすると1万8,000円になりますね。1万8,000円を3万円で割って100を掛けると60%になります。すると経常収支比率が60%になる。そうすると、残りは40%ですから3万円のうち1万2,000円残っていますよと。だから、サラリーマンのお父さんはあと1万2,000円の自由に使えるお金がありますよということなんですね。

この経常収支比率が村は99.5%になって、全く余分なお金を使えることがなくなってしまったということなんです。そういう厳しい状況に追い込まれているということなんです。今までは西郷村は財政が豊かだ、ゆとりがある、地方交付税不交付団体だったと言っていますが、現状はこういうことなんですね。

この監査委員の意見書にも、その辺、厳しく財政運営についてはご指摘されています。まさにそのとおりだと思いますし、私も立派な意見書をつくられたと思っており

ますが、特に私が思うのは、財政課長、担当課長がどのように思っているかわかりませんが、この意見書を見る限り、以前から監査委員もご指摘されておりましたけれども、例えば西郷観光株式会社に対して、温泉館運営について、白河市の東でも泉崎村でもみんな民間に移譲しちゃって黒字経営なんだけれども、西郷村だけがいつまでもこうやって村が委託してやっておって、年間約4,000万円くらい一般会計を持ち出してずっと続けているんですね。キョロロン村も含めてですよ。これを全然改革しようとしなさい。これもやはり監査委員は以前から長年にわたって、改善しなさい、改善しなさいと言っているのに改善しなかったんです。今年は、以前からも言っていますけれども、村も企業誘致されていないし、村税が伸びる施策が足りなかったと思います。

そういう意味で、村税も平成25年度で1億6,019万7,000円の減額になってしまったと。そこに持ってきて今度は村が造成した長久保地区の工業団地の工業用水で、これも本来であれば企業が負担すべき年間4,000万円の金も、いいですよということで村の一般会計から持ち出しているんですね。

このほかにも義務教育施設基金でも、これは本来、条例で決まっている義務教育施設の基金は3億円なんです。3億円を運用しなさいとなっているんだけど、平成25年度、西郷一中関係で、ほとんど環境整備費とかそういうもので、全部で約5億円あったんですか、それが今150万円しか残っていない。この間調べたら、150万円ぐらいだったんですが、ほとんど基金を取り崩してしまっている。財調からのお金も3億円ぐらい取り崩して運営しているんですね。

だから、まさに今の村の状況は決して楽観できる状況じゃないし、あと村民の皆さんも西郷村が裕福だということは言えなくなってしまったんです。それに対して行政側がいかに経常経費を見直して削減をして、そして経常収支比率を健全なる70%から75%に持っていくんだという努力が見えないんですね。惰性でやっているということは、村民の税金を預かっている者としてこれは無責任だと思うし、それなりの役割を果たしていないと思うんです。やはり村民の貴重な税金を預かってきたら、この税金を最少の経費で最大の効果を挙げるといって、そういった予算編成をして予算執行すべきなんだけれども、ただ惰性で、議会が何ぼ言っても、監査委員が言っても、一切無視してそのまま走りっ放し。こういったことで来ているという状況なんですね。まさにこれも監査委員がご指摘されています。

ですから、こういうことを考えたときに、今、財政課長に私は質疑して、どういう健全化策を練っていますかと聞いたら、全く話にならない状況であります。これではまだまだ来年も同じような状況を踏んできて決して改善しないし、また我々に対して、議会は予算の執行についてのいわゆる監視役として、これは見過ごすわけにはいかないんですね。佐藤村長が憎いとか課長が憎いんじゃないで、やはり議会議員としての役割からするときちんと監視し、また批判し、また是正をするということで役割があるわけですから、これは言わざるを得ないんです。

そういったことについて、財政課長、もし私に対して反論なりまた意見なりあれば

ご答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 99.5%という大変厳しい状況は佐藤議員がおっしゃるとおりでございますので、財政課長としては、今後、予算査定等も含めて厳しい対応で臨んでいきたいと考えております。それは佐藤議員が指摘する内容のとおりになっておりますので、予算組みに関してはそのようなことで臨んでいきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今の答弁では理解しろと言っても理解はできないですね。

そういう中で、今回の一般会計予算の中にまた監査委員のご指摘があります。決算書の116ページに、先ほど申し上げましたようなキョロロン村の芝管理、それから家族旅行村の管理、温泉健康センターの管理で3,500万円ぐらいですか。これが今度、施設整備とか何かで持ち出しをしているんですが、担当課長にお伺いしますが、以前から監査委員から、いつまでもこういう委託じゃなくてきちんとした公募を、村内に限らず広く公募をして自主的な財源を持って、そしてまたこういう委託料がなくてもやりますよという会社を探せというようなお話も出ていると思うんです。あと、我々もそういう指摘をしました。これについてはまだ一切そのことが実現していないし、ただずっと長々と、永遠に同じことを、監査委員が言い、我々が言っても続けているという状況なんですが、例えば来年度においては今現在どのようなお考えを持っているお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

監査委員の指摘事項、意見書の中で6ページにあります指定管理制度のあり方の再検討ということで、その中で、家族旅行村等についての指定管理制度のあり方について、指定管理者制度の趣旨に基づいて村外から広く一般公募し、経営意欲や経営計画を公正に競争させ、評価し、決定すべきであると強く申し上げるということで、私らも反省いたしまして、平成27年3月31日で一応指定管理が切れます。それで、今、家族旅行村及び西郷村温泉健康センターについて、募集要項及びその他について見直ししております。

その中で、監査委員の意見を取り入れまして、一般公募及び経営意欲を促進させるような募集をするように募集要項を今変更しているところであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） この問題については、議会も百条委員会をつくって、そして村民の税金、いわゆる血税を一円でも無駄にすることなく、節約して、儉約して、そしてまた納得できる、村民の方々に我々も説明責任を果たせるような方法をとってこれということは意見として申し上げてあります。

今お話がありましたけれども、検討しておりますと言うんですが、検討で終わって

いるのが今までだったんです。検討ではなくて来年から実施するんですか。こういう99.5%という経常収支比率の中で、実際、そうやって課長が一生懸命考えた公募方法を実施するんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 指定管理については、この制度ができてということですが、いろいろ問題があります、ご指摘のとおり。よくこの趣旨を踏まえて。ただ問題は、先ほど経常収支比率から出ましたように、事はもう日本全国、国会から出てきている問題と同じです。数字には分母と分子がありますので、今のご指摘は分子のお話でしたですね。分母もやっぱり大きな問題を抱えています。地方交付税が来年度下がったりしますので、そうしますと、95%はやっぱりなかなか難しい局面に入っていきますので、今後どうするか。

でも、マイナスのといえますか悪い話がいっぱいあります。これは、少子高齢化でなぜ西郷村が人口が増えているのかということを考えてときに、やはり固定資産税の税率が低い、あるいは保育所のいろいろな料金も安くしている。いろいろな条件があって西郷村は住みやすいというふうになっている中に、今のご指摘の分子の部分があるわけでありまして。それを増やしていけば、言われたとおり人件費、公債費、扶助費になりますので、扶助費の部分が今後増えていきます。

1つは、人件費はラスパイレース指数のこととかいろいろありますが、あとは公債費であります。公債費は、これまで財源としてやっておりましたが、その部分が増えていきますとやっぱり3つのうちの一つの大きなウェートを占めますので、我々はこれまで繰上償還をしてきたということがあります。

それで、今、経常収支比率の分子の部分のキョロロン村のご指摘がありました。どう下げていくかということと同時にどうサービスを維持していくか、あるいは向上という意見もいっぱい出ています、ここで。例えばいろいろな少子高齢化の事業を立ち上げてもっと一般会計から繰り出したほうがいいのか、そうしないともたないとか。やっぱり村民の経費を下げていくイコール扶助費が増えていくと同じ部分がありますので、この部分が一番大宗になるだろうというふうに思っています。

2番目は、公債費を増やさないように人件費もできる限り圧縮していくという中において、今の扶助費あるいは固定的な義務経費になっている部分をどうするかということにウェートがいくというふうに思っております。

そもそも数字でありますので分母が大きくなるかあるいは分子が小さくならなければ、ご指摘のように数字は下がりませんので、この部分については、全体の成果品にある事業の総和でありますので、一つ一つ分析しながら、やはりこの経常収支比率があまり上がらないようにと、圧縮できますようにということで頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） いろいろとお話がありましたけれども、ただ肝心の、課長が言われたいわゆる広く公募を、村に限らず全国まで広げて、村民にとってよければいい

わけですから、また村の財政が健全化するならいいわけですから、課長が考えた公募方法をとるのかとらないのか、村長からお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 指定管理制度の中にそう書いてあるわけですが、公募もしたりして。要するに、どの部分が村がつくった施設、ちゃぼランド、キョロロン村、あの部分が平成の時代にできましたので、これをいかに住民にうまく使っていただくか。そのために幾らかけるかということになりますので、その能力の高い人、当然、今やっている団体においてもこれまでの実績があります。そういったものと比較検討してということになりますので、趣旨は競争させていくと。いろいろなことがありますので、もちろん地方自治法の趣旨に沿ってやっていくということでもあります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 以前、平成15年ですか、小泉総理の声かけでこういった指定管理になって、いわゆる競争によって民間活力を使って、それで村も活力、そしてまた財政の健全化ということでございますので、その目的を達するようにここはやっぱり決断をしていただきたい、英断していただきたいということをお話しして、今後注目してまいりたいと思います。

今の村長答弁の中で、固定資産の税率が安いから村に来るとかという話がありましたけれども、私は、固定資産の税率は安くはないと思いますよ。ですから、今の発言はちょっと間違っていると思うんですね。固定資産税の評価額は安いけれども、固定資産の税率は100分の1.4だと思うので、恐らく変わらないと思うので、それは間違っていないかどうかちょっとお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 税が安いかどうかというのは比較論ですね。通常の固定資産の場合は都市計画税が入ったりして、制限税率は1,000分の21です。（不規則発言あり）今は1,000分の1.4、白河市は1.5。要するに比較すると、高い低いというと、都市計画税もないし西郷村は少し低いと。もちろん言われたとおり、評価額も当然安い場合はダブるでかかってくるわけです。

それが宅地を求めるあるいは生活をしていく上において、やっぱり分母になるものですから、やっぱりその部分についても寄与率があるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 固定資産税についても、白河市のほうは都市計画税が入っているんですか、1%、入っていないです。1,000分の1.5ですね。ほかはほとんど1,000分の1.4ですよ。

ですから、私は、不動産をやっていると、境界線があつてこちらは白河市、こちらは西郷村というときに、同じ隣接していても、白河市は高いけれども、固定資産評価額ですよ、西郷村は安いんですね。そのために、例えば税率が同じであっても税金が安いということになってくると、あともう一つ、村長、なぜ西郷村に来るかということと子育てする環境がいいというんですね。子どもに対しての医療費の問題とかさま

ざま、そういう子どもに対して優しい村だという評価を受けています。

ですから、なぜ村に住んだんだというもろもろのアンケートをとって、村のいい部分はどんどん伸ばしていくべきだし、また悪い部分についてはどんどんスクラップアンドビルドして、やっぱりきちんと村の方針を決めたほうがいいと思います。

次に移ります。それで、実は私も今回の監査委員の意見書を見て非常にびっくりしたのと、歯に衣を着せない、また一刀両断、人の批判を恐れず、また周囲の団体の批判を恐れず、よくもここまで書いていただいたと。また、その勇気には私は評価をしたいと思うんですが、この意見書の中の8ページにこういう文章があります。ここでもまた、担い手農家の育成や農作物に対する補助金、地場産業振興や観光に対する補助金、商工会運営のための補助金など、各種の補助金によって各課の行政推進が行われているが、相乗効果はなく、結果として商品や製品の生産、売り出しにまで至っていないと。はっきりとここまで書かれたんですね、きめ細かに。

それで、やはり補助金は有効に使い、開発から生産、売り出し、生産者収入、税収までを一本で結ぶ戦略づくりが横軸連携によって立てられるべきと思われるので、こういう非常に高度な意見書がありました。この意見書について財政担当課長としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 佐藤議員のご質疑にお答えします。

8ページの農業あるいは商工業については、ご指摘のとおり、このことから見えてくることについては、各農政あるいは商工が縦割りで動いているということでこのようなことが起きているんだろうと考えております。近年はこういったものが横断的に、やはり連携しながら進めていくべきだろうと思います。これらも含めて、連携することによって生産から販売までの一連のことができるんだろうと、そういうことを監査委員は指摘していると私は考えております。（不規則発言あり）そのとおりで、私は今後そういったことも検討すべきではないかと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 議会選出監査委員の高木議員も今いらっしゃいますが、居川監査委員も本当に一生懸命に考え、努力して、まさに居川監査委員においては専門職で長年こういった会計をやってこられて、その中から発された貴重なご意見だと思しますので、やはりそれらについてもきちんと検討してもらいたいと思うし、重く受け止めていただきたいと思います。

そしてもう一点は、西郷村観光協会に毎年450万円の補助金を出しているんですね。これなども、商工会云々よりも、その450万円の費用対効果があるほど実際に観光振興につながっているのかということ、それもやっぱり問題をきちんとデータとして、また成果として出すべきだと思うんです。

ところが、お話を聞きますと、やはり観光協会もパンフレットをつくっていつも同じようなことをやってきているだけで、それとインターネットを見ているだけということで、実質的にこれが本当に地元の観光振興につながっているのかということ、私は

きちんとした裏づけはないと思うんです。これらも450万円という税金ですから、こういったことが積み重なって行って99.5%の経常収支比率につながるわけで、これはやはり検討していただきたいし、またそういったものもまだありますからその辺も全部調べていただきたいと思います。

それであともう一つは、工業用水の4,000万円の減免なんですけど、これはいつまで続ける予定なんですか。そしてまた、現在まで何年間減免を続けてきて、一般会計の持ち出しはトータルで現在幾らになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 佐藤議員の質疑にお答えいたします。

長久保工業用水道の減免の件なんですけど、これについては3年ごとに見直しをしています。その中で、工場立地に関する基本協定の第5条第3項、工業用水の供給に関する契約というところで、締結後3年を経過してもなお諸般の事情により、乙による工場建設が実施されない場合、これは信越半導体を指しておりますが、甲及び乙は改めて前項の減免措置について協議するものとする。この場合において、乙による工場建設の遅延の理由が不都合である場合を除き減免措置は継続されるものとするということで、3年ごとに見直して今やっているところでもあります。

それで、平成26年2月4日に、信越半導体のほうから長久保工業用水水道料金減免措置の延長協議についてということで協議されております。この中で、景気全般の回復基調に支えられ底固く推移しているものの、今日までのところ大型投資に踏み切れる手応えは遠く、平成23年9月2日付で承認いただきました減免措置を再度継続をお願いしますということで来ておまして、その協議の結果、延長することにしております。

以上です。（不規則発言あり）金額はちょっと今……

（「休憩後にいただきたいんですが」という声あり）

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） はい、わかりました。

○議長（鈴木宏始君） では、休憩してからもう1回答弁をもらいますか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き議案第66号に対する質疑を続行いたします。

15番佐藤富男君の質疑に対する答弁を求めます。

商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） お答えいたします。

平成20年8月から平成25年までで、平成20年8月からで2,442万8,147円、平成21年から平成25年までは4,176万8,750円、合計で

2億3,327万1,897円です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今、担当課長から工業団地の工業用水、本来であれば入るべき2億円くらいの工業用水を村の一般会計、いわゆる村民の税金で負担してきたということなんですね。だから、これもやはり本来であれば、村民の方々がそれを聞いたときには納得しないと思うんです。

ですから、そのようなことが現在も行われているということに対して、ある意味、信越半導体においては、村の地方交付税が不交付団体になったときの償却資産税の大きな投資によって実現したわけですから一概に信越半導体を責めるわけではないけれども、それと工業用水とは別個の問題ですから、それらについての対処をきちんとするとか、工業用水の水道の水を信越半導体と話し合いをして別な用途に一時的に運用できないかとか、そういったことも考えていくべきじゃないのかなと思います。単に村民の税金でそれを賄っていくというのは、私はあまり芸のない、いわゆる経常収支比率の分子が増えてくる大きな要因であると思います。ましてや2億円ですね。

先ほど私、観光協会の450万円云々で申し上げましたけれども、私はそれが無駄とは言っていません。私は、どうせ450万円を使うのであれば、450万円を例えば2倍、3倍の効果が上がるような運用、またその使い方にすべきだろうということなんです。それができないのであればやめるべきだし、やはり最少の経費で最大の効果が挙がるという財政の基本原則を全うしてやるべきだということですから、これについても十分成果を調査して、その費用対効果を本当に上げているかどうかも検討すべき課題ではないかと思います。

あともう一点お聞きしたい。これは、決算説明会に出なかったからと言われたらちょっと恐縮なんですけど、意見書の57ページの下段の「有価証券及び出資による権利」という中に、平成25年度でマイナス916万5,000円の権利が減額になっておりますが、これが具体的に減少した理由、中身についてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 会計室長。

○会計管理者兼参事兼会計室長（金田勝義君） お答えいたします。

決算審査意見書の57ページ、表の2の「有価証券及び出資による権利」の出資による権利が前年度に比較しまして916万5,000円減額しておりますが、これは決算書の219ページの「出資による投資」の中ほどよりちょっと下の段ですが、白河中央水道用水供給事業団出資金が916万5,000円減額しております。（不規則発言あり）

理由については、出資金のこれは減額ということで、この916万5,000円が一般会計のほうに戻ってきております。（不規則発言あり）詳しいことについては担当課のほうに、これは住民生活課ですか。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前11時27分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前 11時28分）

○議長（鈴木宏始君） 会計室長。

○会計管理者兼参事兼会計室長（金田勝義君） 失礼いたしました。

決算審査意見書の57ページの上段のほうに書いてございますが、出資金の移動は、白河地方広域市町村圏整備組合水道用水供給企業団に棚倉町が加入したことに伴い出資金が調整され、916万5,000円減額されたものでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 経常収支比率が99.5%ですね。本当に厳しい、これは総務省からのヒアリングを受けなければならないという、白河市を含めて西白河郡内で西郷村だけかなど。財政が悪化して財政再建団体になった泉崎村も、今、私の記憶では経常収支比率が70%台に回復しているんじゃないかと思っております。その泉崎村が70%台、村が99.5%ということは非常に厳しい状況です。厳しいというか、もう全く想像できないほどの厳しさだと思います。

そういう中で、先日もお話がありましたけれども、村民屋内プールをつくるんだと言っています。これでもやっぱり5億円、6億円のお金を使うんだと。それから、甲子に400メートルトラックをつくって運動場をつくるんだと。今度は由井ヶ原に橋を20億円で作る、村の財源が6億円という話、それから一般質問でも総合グラウンドにナイターをつくってくれという話があったり、また各地域、行政区でもさまざまな予算の要望があると思います。

そして、何よりも一番問題なのは、高齢化によって福祉施設がこれから足りなくなってきた、この福祉費というのは相当これからかかってくるだろうと。それとともに高齢者対策の費用もこれからどんどん予算が必要になってくると。

そういうように分子が増えても分母が増えない状況の中で、その分母をどうやって増やすんだという、やはりこれは村長ひとりではなくて、議会と執行部が車の両輪のごとくと申しますけれども、今こそそういう意味では協力し合ってこの分母を増やす方法、経常収支比率を健全な、少なくとも80%前半、できれば70%に戻すような方法を知恵を出し合ってみんなで考えていくべき時期ではないのかなと私は思います。

そういう意味で、やはりお互いにプライドがあるでしょう、担当課長も村長もプライドがあると思うけれども、現実にかようなことが改善しないと、いくら村民の方々がこうしてくれ、ああしてくれ、家の周りのU字溝をやってくれ、街路灯をつけてくれ、道路をちょっと舗装してくれと言っても何もできない状況になってしまったんですね。

ですから、そういうことも含めればやはりきちんとそういった対策、危機感を持って財政担当課長はこれを打破するために、具体的にもっともっと知恵を出して行動をもってやっていただきたいと思います。

それから、工業用水についても、いつまでも継続、継続でやることは私は決して好

ましくないと思います。ですから、これについても早急にやはりそれなりの方々とご相談をして、一概にこの減免をなくすということではこれまた大変でしょうが、やはり幾らかでも減らすようなこと、そしてそれを逆に村だけじゃなくて信越半導体とも話し合いをして、お互いに努力してお互いの知恵を出して、この年間4,000万円の一般会計持ち出し、村民の負担をなくす方法を私は考えていくべきだろうと思います。

最後に、村長に、こういった状況での財政運営、決算ですが、まさに監査委員のご指摘というのは謙虚に受け止めるべきだし、また議会での話も、やはり村民の審判を受けて負託をされてきている議員の話もやはりそれなりに真摯に受け止めて健全財政を目指していただきたいということをお願い申し上げまして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） そのほかに質疑ございますか。

17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。議案第66号「平成25年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、1点のみ質疑いたします。

ページ数は、決算書の最後のほうのページで228ページでございます。228ページの前に、特定目的基金ということで括弧で定額運用基金状況調書ということで、土地開発基金保有用地状況ということで2ページを使って示されております。この土地はまきは保育園の前の、現在、除染の仮置き場に使っている場所だと、そのように認識しております。村が取得してから何年ぐらいたっているのかを1点目にお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 大石議員の質疑にお答えします。

先ほど質疑にあった場所の土地の取得でございますが、平成18年に財務省のほうで公売にかけたことから、村としては場所、それから面積も含めて、公共用施設用地として多目的に利用できるということから公売に参加しまして取得できた土地でございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 8年が経過しているという段階ですね。そんな中で、土地開発基金ということでいまだに1億5,000万円以上残っております。これは、この土地開発基金保有用地状況の中の9,500万円が入ったの1億5,000万円何がしなのか再度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 基金調書の中でございますが、現金が1億5,859万9,000円、それから先ほど申し上げました土地取得の部分、これが9,500万円で土地を取得しましたので、この定額運用基金ということで、購入価格も含めた金額で基金の総額が2億5,359万9,000円となっております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 基金からこういうふうには目的があつて用地を購入した場合、大体何年ぐらいでこの土地を活用するという決まりはあるのかどうか再度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 土地開発基金運用要綱の第3条で、原則として3年以内に事業の用に供する予定の土地と規定しております。

ただ、現在のところまだ具体的な目的も定められておりませんので、普通財産と同じような形で管理しているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 確かに土地は、時が何年たとうと土地には変わらないと。そういう中で、3年以内で活用するのが一番妥当だということの中でいまだに先が見えない状態でいます。あの地域にすれば、除染の仮置き場として活用させていただいて皆さん大変喜んでいて私は思っております。

そんなこんなで村長にお伺いしたいんですが、村長の考えとしては、あの用地を今後どのような方向性に持って行って、この決算書に載っているように目的に沿った多目的公共施設用地として活用していくお考えがあるのか、村長のほうにお伺いしたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

土地開発基金は機動的に用地を取得してという意味合いで設置しております。今わかりのように、土地に化けているあるいは現金で持っているものもありますが、あの土地を買ったときは、リサーチ・アンド・デベロップメントの拠点にしようということで買いました。なぜか、公共用地であります。そして家畜改良センター、日本の農林水産省畜産局があそこに来ている。そして全国の13の牧場にあそこから給料をくれて、我が西郷村はその拠点であると。そして、愛知万博のときにマンモスの骨格をとるCTをあそこから持っていきました。そうしますと、やはり研究の最重要拠点であるノウハウを生かさない手はない、私はそう思って最初から申し上げてきたわけでありまして。

一つは、やっぱりバイオ的なものあるいはロボット、福島県は原発においてエネルギーと医学と工学、放射能に関する将来の布石として医学と工学の連携を旗印に掲げました。私も知事とドイツに行って、この調印式の素案をつくりに行ったわけでありまして。日本に求められているロボットあるいは医学、工学、あるいは家畜改良センターを応援できる分野となりますと、やはり最先端の研究機関を誘致すべきであると今でも思っておりますし、今そのように動いております。

プールのときの話がありましたね。村長、何か考えているのがありますかということですから、そういう方向でやりたい。まだ明かすことはできないということですが、私は、県あるいは国、あるいは大学、あるいは、あるいはということいろいろやっておりますし、ぜひとも最先端の研究機関の一役といたしますか、その分野をぜひ活用していきたい。

現在の理事長さん、それから前の理事長さん、理事長さんは非常に協力的でありまして、西郷村に人が来ているからには何でも応援してあげます。今回、仮置き場を借りたのもそういう経緯があって非常に良好な関係を保っておりますので、私はそういう方向でやっていきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 再度質疑いたします。

村長の考え方は以前の議会で同僚議員がお伺いしたときと全く同じだと、変わっていないなど、そのように思っております。村長は村民のリーダーであり、村民の顔であり、村長の考え方をこの場でへし折るようなことはしたくないんですが、家畜改良センター関係の施設を持ってくるんだったらあの土地は要らなかったんじゃないかなと。家畜改良センター関係の施設、研究所だったら家畜改良センターでやってくださいと、私はそのように思うんですが、そんな考え方で間違っているか間違っていないかお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちょっと違うかと思えます。家畜改良センターは国の機関ですので、あれは西郷村とは関係はありません。しかし、技術あるいはいろいろな交流、素材、いろいろな意味で友好関係にあります。これは国あるいは市町村という立場で。さらに、住民としてあそこには区長さんがおります。いろいろな関係があります。ですので、やっぱり地元の利といいますと研究の分野を西郷村の産業にぜひ生かしていきたい、そういうふうに思っておりますので、全面的にあそこにつくってもらえるのも一つの手です、就職口となれば。ただ、私は今それを考えているわけじゃなくて、協力の中にもっと発展的なものがないかということを考えております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 村長は考えがあってあの場所を取得したと。だが8年もたっていると。みんなあの土地を魅力的に考えている。皆、夢を持っている。そういう中で、村長ひとりで考えるんじゃないかともうちょっと底辺におろして、そしてそれに対する村長の意見を加えながらもうそろそろ何かできてもいいのかなと、そのように思っているわけです。

ただ、村長の今の私の質疑の中での答弁で、やはり家畜改良センターは村にとっても大きな財産だし、家畜改良センターと村長が仲よくするとか言うことを聞くとかどうのこうのではないけれども、あの地にやはり施設をつくるんだったら、家畜改良センターの考えている施設じゃなくて、もうちょっと村民のニーズに合った施設が考えられないのかなと、そのように思うんです。

例えば小田倉小学校においても、面積的には、私はプロじゃないし調べていないからどうのこうのは言えないんですが、例えば小田倉小学校だってもう狭いんですね。建築後かなりたっている中で、あそこに建てれば下新田地域の子どもさんがわざわざ白二小にお世話にならなくてもいいのかなと。先人に聞くところによると、上新田の場所に小学校をつくって、そして下新田の同じ村の子どもさんたちが一緒に勉強でき

る場所として何かそういう施策もあったということも聞いております。

ですから、村長が考える研究所は確かに立派だと思います。ただ、研究所は、山の中でも十分研究できるということだけは私は思っているんですね。逆に、研究所というのは森に囲まれた中で、それが観光地の一端になるような場所につくったほうがもっと自然的でいいのかなという考えも持っております。これは私の持論であり、村長に押しつける考えもありません。ただ、8年たっている以上、早く結論を出せる方向をとってはいかがですかということを申し添えて、私の質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 早くするというのは当然であります。ただ、私が考えているのは研究所ばかりではありません。今、日本がどう考えていくかと同時に、先ほどの経常収支比率の分母をどう上げていくか。考え方は同じです。やっぱり一番の問題は技術立国であって、国際的に相当リードした技術でなければ日本は立国できないわけがあります。

よって、世界最先端のものとなりますと、西郷村には世界最先端のものが3つありますので、そういったものの組み合わせと、今のこと、リサーチばかりじゃなくてデベロップのほうもやらなくてはならない。もちろん研究があつて、かつそれに正解が出れば生産する、プロダクトするということでもありますので、研究から生産、あるいは研究の最たる学校と、そういう発展的な要素はある部分にはある。ほかからもそう言われております。私も大学とかいろいろ聞いたときにそういう話を聞いておりますので、その部分についてはやはり急いでやるのは当然であります。相当付加の高いものでやっていくようなことを目指していきたい。そのためには、国も県も、あるいは民間も、いろいろなところを巻き込んでやらないとだめでありますので、それを考えてやっていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 最後に、本当は質疑を終わるつもりだったんですが、私も村長も同じように4年に1回ずつ改選があるんですね。ですと、やはりあれよあれよで4年間というのは過ぎてしまうんですね、村長。ですから、村長はまだ当選したばかりで、まだ立候補するんですか、しないんですかということはお聞きすることはないんですが、やはり4年間というのは本当に速いです。ですから、村長、そういう私の考え方も組み入れながらぜひ骨を折っていただきたいとお願いして、質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番。税務課長にお伺いするんですが、これはこの前、説明会のときに聞いたわけですが、これは大事なことでございますのではっきりと記録の上にとどめたいと思います。滞納繰越が載っておりますが、この滞納繰越についてきちっとした説明をしていただきたいと思っております。滞納繰越が決算書に載っているでしょう。なぜこの滞納ができて、その滞納をなぜ繰り越さなければならない

のかということをご説明して、記録にとどめてくださいということです。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 16番室井議員のご質疑にお答えします。

村税等の滞納の状況についてというご質疑でございますが、平成25年度の決算におきまして、村税全体で申し上げますが、収入未済額としまして3億3,619万5,210円が収入未済となっております。これは現年と滞納を含めてでございます。また、当該年度で不納欠損としまして2,518万6,349円、この額が平成25年度に不納欠損として処理した額でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） この滞納を繰り越さないような施策は今までどのように講じられてきましたか。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） お答えします。

滞納については、毎年、相当額が現年も含めまして発生しているわけですが、恒常的に収納班が平成21年から設置されております。その収納班が定期訪問して滞納の回収に向けてご相談を申し上げたり、定期的におこなっているわけですが、なかなか解消するまでには至っていない、そういう状況でございます。

そのために、今年度10月から白河地方広域圏のほうで滞納の専門の組織も立ち上げまして、それらとあわせて滞納に取り組んでまいるという考えでおりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 滞納を整理する方法については、今、課長から述べられたとおりでございますが、ここで聞きたいことは、村民が今、滞納している税金を払えるような状態にあるのかないか、これを税務課として検討したことがございますか。この中には確かに悪質なものもあるでしょうが、悪質じゃなくて、やむを得なく滞納しなくてはならないような現況もあるんです。金というものは、あれば払えるけれども、ない金は払えないんですが、その辺をどのように税務課で捉えているのか説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 現在の滞納の状況ですが、確かに生活困窮者の方にも滞納されている方はおります。ただ、その滞納されている状況というのが、以前はある程度の収入があつて課税されていた分が滞納という形で来たものが、現在、生活困窮だから払えないんだよという方も相当数います。

ですから、やはりできるだけ滞納をしない、早目の対応をとっていく必要があるのかなというふうには思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 金というものはあれば払えるんですよ。なければ払えないんで

す、幾ら請求しても。今、滞納者に対してその金をどこから持ってきて払えと言うんですか、これを説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 現在、生活困窮で納税がしたくてもできないという方もおりますが、そういう方については個別に納税相談等を行いまして、生活保護程度の生活水準になっておれば徴収の停止をかけたとかそういうことで対応しますが、ただ生活保護程度というのは、車も持てない、処分できる資産もない、そういうような状況になってということになりますので、ある程度滞納されている方について、資産があれば一旦は資産の処分をしていただくとか、そういう対応も考えざるを得ない状況にありますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 私が聞きたいことは、滞納者が税金を払えるような状況をつくるにはどうすればいいんですか。そういうことを考えて、村民にそういう指導をしているんですか。そこのところを説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 村税等を課税する場合に、基本は所得です。ただ、村の税金というのは、前年の所得を基準に翌年度に課税していくと。1年遅れて課税が発生するものですから、結局、前の年は会社等に勤めていて収入があったけれども、会社をやめて収入がないところで前年の所得に対して多くの税金がかかってしまうと、そういう状況もありますので、それらについてはやはり個別に相談するしかないと思います。

あとは、収入を上げる施策をしなければならないんですが、それも個人の問題もありますので、村が一概にこういう施策をとったから収入が上がるという状況にもなりませんので、やはり個別で相談させていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま税務課長のおっしゃるとおりだと思います。村民が税金を払えるような施策をとらなくてはならないんです。村長のように毎月毎月82万円ずつの収入を与えてごらんください。滞納する人なんかありませんよ。それがいないがために滞納している方もあるんです。これは悪質もありますがね。悪質は別問題としても、正しい人が税金を払いたくても払えない。これは金がないから払えないんです。それを払え、払えと言うのは、それじゃ今現在どこからその金を持ってきて払いなさいと言うんですか、そこのところをちょっと聞かせてください。

○議長（鈴木宏始君） 16番、休憩でいいですか。休憩の後の答弁でいいですか。

○16番（室井清男君） いいです。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き議案第66号に対する質疑を続行いたします。

16番室井清男君の質疑に対する答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 滞納を解消するための方策はあるのかというご質疑だったかと思いますが、村ではこの滞納を解消するための努力は日々行っております。やはり低所得者や高齢者等、年金生活等を行っている方についても、逆に年金から天引きされてそれで納税をいただいているような方もございます。そういう方の納税意欲をそぐようなことはできないということもございますので、平等に対応していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、税務課長が答弁していることは私はよくわかるんです。わかるんですから、ここで聞いているのは、滞納者が税金を納めるのにどこから持ってきて払えというんですかということ、それを聞いているんですよ。

○議長（鈴木宏始君） 税務課長。

○税務課長（金田昭二君） 税務担当の課長としましては、徴収のほうの確保をする努力はしますが、村民の収入の向上の施策についてはまた別部門でやっていただいているというふうに判断しております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは課長さんでは答弁できないと思うんです。村長が答弁すべきものなんですよ。村長、これはどこから金を持ってきて払えと言うんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えします。

やっぱり所得から払うというふうになります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、村長の答弁の中で所得から払うということなんですが、その所得はどこから得ろと言っているんですか。それを聞いているんです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どこからというのは、人は生まれ落ちて……（不規則発言あり）どこからというのは、いっぱいありますよ、持ってくる場所は。（不規則発言あり）ここで言う必要はないと思います。所得は働いて得る。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 村長が所得は働いているところと言うんですが、その働くところはどこなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何を言いたいかとまとめていただきたい。こういう一問一答で今みたいなことは、やっぱり筋立てを見て話をしないとわかりません。どこから持ってくる

るんですかというのは、働いて得るしかないと思います。あるいは年金でもらうとか。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） どこからということ具体的に説明すれば、一般質問でないから発言をやめると議長は恐らく言うでしょうが、今、村長はわからないらしいから。

村長が12年間、村長職をやっているのに、村民の働く場所を1か所もつくらないんだよ。つくらないから、その所得を得るのにはどこで所得を得るんだということ聞いてるんだから、これは当たり前のことだろ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 赤い看板が選挙のときに建ちましたね、何もしない村政と。あのときに書いてありましたね、何か所かで。私は反論しましたね。あそこに書いたとおりです。わかりましたか。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 何もしない村政だから、どこから所得を得るんだということ聞いてるんだ。それを説明してくれ。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もう少し筋道を立てて、質疑ですから、決算のどこと関係があるのかちゃんと言って、それで質疑してください。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 税金を払え、税金を払え、税金は滞納するなと言うから、その所得はどこから得るんだということ聞いてるんだ。それだけ説明したらそれでいいんじゃないのか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 一般質問は終わっています。議案に対する質疑です、決算ですから。今、税金のお話をされましたので、税はやっぱり、人は生まれ落ちて憲法で権利を保障されている、そして納税の義務がある。そして公共事業をやっている……（不規則発言あり）どこから持ってくるのかというのは、働いてやるしかない。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議長、村長が質問していないことを答弁されたんではこれは困るんですから、どこそこから金を持ってきて払いなさいということ、村長がその整理がつくまでの間、私の時間を止めてください。時間は刻々と進むんですから。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時06分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時12分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君より発言を求められておりますので、これを許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいまの私の発言はこれで終わります。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第66号「平成25年度西郷村歳入歳出決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。
よって、議案第66号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第67号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5、議案第67号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。

議案第67号「平成25年度西郷村公営企業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、議案第67号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第68号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第6、議案第68号に対する質疑を許します。
14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。議案第68号について質疑します。

この補正予算の中で学校プールのことです。43ページに委託料として3,500万円が計上されております。この学校プール問題は、昨年、建設が中止になったと。その経緯については皆さん十分ご存じだと思いますが、一回中止になったというか、遅れたんだから、私もプールをつくらないほうがいいということでこの問題について申し上げてきたつもりはありませんけれども……。失礼しました。「学校」と私は今申し上げたんですが、村民プールですね。

それで、この問題について以前からいろいろな設計、それから工事の概要を説明されました。今回のことは別として、東日本大震災によって村民プールが崩壊して用をなさなくなったと、そういうことであります。そして、私どもは同じ場所に、災害で非常に脆弱な地盤にまた建設するとはいかなものかと。そこで、いろいろ議論をして、これは再考したほうがいいんじゃないかと。もっと強固な地盤のところ村民プールを建設したらどうなんだと、そういうことでこの計画が頓挫したというか、そういう経緯ですね。

私は当然、私どもの議会のそういう意見あるいはさまざまな状況から、執行部側としては、これはもっと地盤的にも、それからあらゆるそういう整備をするに当たってもっと、単なる村民プールだけじゃなくて、複合的な一つの公園があって、そこに村民プールがあって、なおその上で付加価値のある、村民がそこでいろいろなことを楽しめる、レジャーあるいは学習の場とかそういう複合的な、より充実した施設をつくったらどうなのかと、そういうことを申し上げてまいりました。

当然私どもの、またいろいろな人の意を酌んで、何ぼか今度は建設に当たってそういうのを取り入れるなど思いましたが、しかしながら従来と変わらないような村民プールをつくるんだと。何よりも問題なのは、以前から問題にあった、なぜ地盤のそういう脆弱性、崩れたところにつくるのかと、一体どういう考えをしているんだと、その辺をどのように説明されるのか、まずその点をお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） このプールのことは、若干教育費に上がっておりますが、予算獲得に私が動きましたので経緯をご説明いたします。

まず、おとし、プールができなかった。今言われたとおり地盤が軟弱ではないかというお話がありました。そこで特別委員会なるものができて、私も、平成23年度予算の繰越事業なので平成24年度中に終わらせたいという前提を申し上げて、8月1日に発注しなければ工期が間に合わないということであの委員会に臨みました。議員もいましたね。

あのときに私は、一級建築士並びに土質のオーソリティーを呼んだわけでありまして。今ご懸念の危ないかどうかについては、十分調査の結果を説明して、大丈夫だという話でありました。しかし、私が申し上げたことはなかなか聞き入れられなかったということで予算を返しました。大変なことです、予算を返したということは。私の人生において予算を返したのは初めてです。なぜなのか。いろいろ考えて、理解を得られないというのはどういうことなんだろうということです。ずっと調べましたが、やはり地盤はなかなか大変です、どこだって。

ただ、それを受けて、杭を打ったりいろいろなことをすれば大丈夫だということになりましたので、あの地区はそもそも平成の始まりから総合運動公園の場所として、第三者機関とかいろいろなご意見があって営々とその後やってきたということがありましたので、私は今回、早くつくってくれと、どうなっているんだという声に押されて、なおかつ一回補助金を返したということがあったりして、ぜひとも安全性を確認

してあそこでやりたいということを前提に、予算獲得に動きました。

幸いながら、あの場所で結構です、そして補助金もおつけいたしましょうと。なおかつ、前よりも条件が変わってまいりました。子ども元気復活交付金です。先ほどいろいろ財政の問題が決算上ありましたね。やっぱり財政の硬直化をよけるためには財政構造のいい、要するに補助金あるいは一般財源を少なくするためのということであり、（不規則発言あり）安全性を確認して予算をつけていただいて、そしてやると。それもいち早くやるという前提でまず設計費を上げたわけでございます。これは補助金がついているわけであり、

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長が経緯を今話されましたが、努力は当然私も認めます。しかし、私が問題にしているのは、その状況が、今、補助金を返すとか、これは返してしまうとなかなか難しいと。それもわかりますよ。しかし、一番大事なことは、私の視点は、そこに安全性が十分担保されて、要はそれが第一義に考えるべきことなんです。何も村長のメンツがあるからとか、そういうことで論じたらこれはもう本当に、政治的に一つの強弱によっていくらでもできるでしょう。

恐らく、ついでだから言いますが、鈴木勝久君が村長選に出たために議員が1人減ったと。批判的な勢力がなくなって村長に協力する人が増えただろうと。そういう背景があって、再び同じそういうことで、うがった見方ですが、私はそういうふうに踏んでいるんです。

しかし、物事の第一義に、それはどうであろうと。私はそこに一番大事な安全性ね。何もわざわざ一回崩れてプールが真っ二つに割れて、階段が崩壊し、これは、東京の都心の一等地で敷地に全然余裕がないと、そういった場合は地盤を強化して云々というのもありますけれども、西郷村の195平方キロメートルの、これは間違っているかもしれないけれども、それだけの面積の中でもっと地盤のいいところがあるし、もう少しその辺を、先ほど私が申し上げたように、どうせつくるならもっと充実した、さまざまな村民がいろいろな面で使えるような、そういうものを多少時間をかけてもつくったらどうなんだということを聞いているんです。

村長の施策をずっと見てみますと、場当たりのというか、私から申せばグランドデザイン、そういった世の中に広く、この時代にマッチしたとか、いろいろな研究を考えた末のこういう施策なのかなと、いつも私は疑問に思っております。それなりにこういった形で提言もし、あるいは注意喚起したり、そういうことをやっているんです。

甚だ残念なのは、もう少し村長自身あるいはそのスタッフの皆さんが、この世の中というのは、一村民プールあるいは体育館、さまざまな行政の施設あるいは民間のテーマパークなりレジャー施設はどういう潮流なんだと。お客さんのニーズはどういうことを求めているのか。私は、単に子どもたちが、また村民がプールに入るのが今の時代は目的じゃないだろうと。もっと生涯学習なり、図書館を併設するなりフィットネスを併設するなりいろいろな、どうせ5億円も6億円も、これは村の持ち出しはないんだと言うけれども、だったらもっと大胆にいろいろなことをやったらどうなんだ

ということをまず申し上げたい。

それと、村民から早く、早くとせがまれると。決して私は安全性を度外視して早くやれなんて、みんな無責任なんですよね。いざ事故が起こったらどうなるんですか。もう大変ですよ、責任を誰がとるんだと。そういうわがままな議論に耳を傾けるだけじゃなくて、やはり物事をきちんと考える、法に基づいて私は賢明なやり方をやってもらいたいと。何でできないのか。

私、ついでながら、村長サイドの議員がおっしゃるには、虫笠の議員ですが、俺のほうはあそこより、私の前のソフトグラウンド。あっちよりここらがいいんだよなど。西郷村の東西南北、そういうこともあるし、中心地であると。そこは地盤がしっかりしていると。実はその議員さんはそういう本音をおっしゃった。だから、きちっと本音でそういう平場の議論をして、そんなメンツとか、いや、今度は数がそろったから押し切っちゃうんだと、何をやってもいいんだと。そういう手法ではいつまでたっても。一丸となって一つのコンセンサス、合意形成をしてよりよいものをつくるとか、そういう議論に発展しないでしょう。あなたの信頼する議員さんがそういうふう既に本音をおっしゃっているんですから。それがまさにそういうことね。私は、もう少しきちっとした考えのもとにつくってもらいたい、これが本音です。どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私も、今言われたように、自分の欲とかそういうことで判断はしません。選挙というのは、みんながあなたを使って西郷村政を引っ張っていかうという結果で実はなったわけです。プールのこともそうです。プールも、やっぱりあなたに頼んでつくってもらったほうが良いという結果です。ですから、私はいろいろなことを考えて。今言われたこともいいことですよ。子どもがどう使うのか。ただ問題は、子ども元気交付金ということで制約があります。その中で最大限動いて、今回、やろうという選択をしたわけです。

そういうことなので、よりよいことをやっていきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長は、この問題に限らず、一度言い出したらかなり突っ走ると。それはそれで一つの、政治家たる者、あまり雑音に惑わされてはだめだという、その一つの手法かもしれない。しかしながら、真つ当なことは、それに近いものには耳を傾けるとか、これは誰もスーパーマンはいませんよ。全知全能者なんていうのはいないんです。だから、ある分野でこういう一つの提案があった、自分が気がつかないところがあったと、そういうことを一つの、自分のメンツとかいろいろなあれでやらないで、やはりそういうことには耳を傾けてやるのがすばらしい指導者だと思います。

この議論は、恐らく私がここでいろいろ言ってもそれで通すんでしょうけれども、しかし、多額の国の交付金とはいえ、ここでだめだったらすぐつくればいいんだという問題じゃないですよ。もう少しいろいろなことを何で考えられないのかなと。

それはスタッフの皆さんがそれなりに考えてやっているんでしょうけれども、世の

中には専門家がいっぱいいます。コンサルタントしかり、プールの設計者、これは設計コンペをやればどんどんアイディアマンが来ます。その設計コンペにしても、私は身内に設計者がいますけれども、コンペに出す、しかし採用されなければ一銭にもならないです。ただ働かだ。設計模型をつくったとかさまざまなそういう提案を差し上げて、それでコンペに採用されなければ一銭にもならない。皆さん、そういう意味では非常に真剣にやっているんです。

そういう民間の皆さんの思いからしたら、行政はもっと、そんな簡単に、これぐらいでいいんじゃないかなんていうことでは、いろいろな設計者の労苦というか、心血を注いだそういう提案なり、私は冒涇していると言わざるを得ない。もう少しよりよいアイデアをコンペでも募って、そしてその一番ベストなものを採用するのが筋なんですから、どうもそういう意味からいくといいかげんというか、もう少しあれはないのかなと私は非常に強く感じます。

私がそう言っても、議会というのは多数の原理で合意形成されるわけですから、これはもうどうしようもないことです。しかしながら、9月の決算、先ほどからいろいろ同僚議員が申し上げたとおり、いろいろな無駄とかいろいろなスキがあるわけです。そういうことで一つ一つ、税収が少ないなら少ないなりの、出を絞らなければだめでしょう。金が入ってこないのに、出すほうはジャブジャブざるのように、こんなのは経営じゃないですよ。自分の家計だったら絶対そんなことはやっていないです。

これは質疑を逸脱するなんてすぐ言われるかもしれないけれども、ちゃぽランドにしる、キョロロン村もそうでしょう。議会が是正しなさいといっても、村長は何もやらないです。議会側に、村長、不誠実じゃないかということと言われるのは当然です。一つの結論が出たら、じゃと。これは自分の経営じゃない、村の公金を扱って、補助金を6,000万円、7,000万円出しているわけですから、それを真剣に精査して何でやらないんだ。しょせん人の金がジャブジャブ入って流すだけで、そんなことは馬鹿でもできるんですよ。馬鹿という言葉は不適切かもしれないけれども、わかりやすく言えばね。あなたのことを言っているわけじゃないから、こういうことです。

だから、そういうことで私は、決算議会ですけれども、いろいろなことがあると。結論からいえば、このプールの問題については、私は本来ならもっとよりよいものを、決してつくるなどは申し上げない。場所も再考して、もう少しいろいろな英知を集めてどうなんだと、その辺を、村長はいいから、今度は教育長のほうに、実際の教育部門のトップの教育長の意見を聞きます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

村民プールの件につきまして、直接的な所管であります教育委員会のことを村長にお答えいただきまして恐縮に思っています。今よく聞いていました。村長がおっしゃっていただいたことと私も全く同感でありますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長ね、真逆なことは言えないわな、それはそれなりで。村長いわく、あなたは余人にかえがたい教育長だと、そのぐらいうすばらしい方だとお墨付きを得ているわけだから、いや、村長が言うけれども、俺は違うわいなってこの席で言ったら、前の言葉を撤回しなければならなくなってしまう。

それはそれとしても、しかし今の答えは、たとえ同じであってももう少し手を抜かないで答弁をしていただきたい。それは馬鹿にしていますよ、あなた。そうじゃないか。ある議員には丁寧に説明して、何だ、その言い方は。全く同じだって、じゃ全て何事も同じなのかい。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

よくよくお聞きした上で申し上げたことをごさいます。もう少し詳しくということをごさいます、まずプールをつくっていただきたい、何とかお願いしたいという気持ちを前回のときからずっとご説明をしまりました。これは、私ひとりのことではなくて、村民の皆様方のご意見をいろいろお聞きした上でそのようなお願いをしたつもりでございました。

補助金もついておりましたが、補助金の性格上、期限も切られていましたので、いろいろな議会のお話もありまして残念ながらできなかったというのが経過で、ご理解いただいていると思います。

今回、また補助金をつけさせていただいたことは本当にありがたく思っています。今回の補助金は、村の持ち出しはなく、村の財政的な負担、そういうことをいろいろな場面でお聞きしますが、今回の補助金は、そういう意味で本当にありがたい補助金ということでありまして、いろいろあのときにもありました安全のことをよく配慮しながら、そして補助金の性格上、子ども元気復活交付金ということでもありますので、子どもに焦点を当てたことで使っていただく補助金、その中でのプールということで理解をしておりまして、そのことの実現をぜひぜひお願いしたい、そういう気持ちでおりました。

したがって、先ほどの村長のお話は本当に同じお気持ちで、私も説明をしたり、説明をしていただいたりしている中でそのことを進めようとしておりますので、ご理解を何とかいただきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 第1回目の答弁はそれでいいですよ。鼻でくくったような、全く同じだなんて。同じかもしれないけれども、あなたは教育部門のトップなんだからそれなりの見識をお持ちなんでしょう。それを聞いたかったんです、私。それはそれでいいです。この問題は終わりです。

◎動議の提出

○14番（後藤 功君） それで、ここで議長に、私は、この議会の開会前に資料として提出された入札結果報告書に記載された事業の入札状況調書の提出を正式に、議会として村に資料の提供を求めていただきたいと考えます。この問題についての動議を提

出します。

○議長（鈴木宏始君） 動議の内容を。

○14番（後藤 功君） 動議が成立しなければだめなんでしょう。

○議長（鈴木宏始君） わかりました。

◎動議の上程

○議長（鈴木宏始君） ただいま14番後藤功君より、議案第68号に対して、入札状況調書の提出に対する動議が提出されました。賛成者はいらっしゃいますか。

（「はい」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 賛成者がいらっしゃいますので、動議は成立いたしました。

それでは、提出者におかれましてはただいまの動議についてご説明をお願いします。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。ただいま私から動議を提出しまして、賛同者がおり、議長より成立したということでございますので、申し上げます。

実は、私ども、入札の結果報告書というものをいただきました。その中で、私は、入札状況調書を出してくれと議長を通じて手続をしました。そのことについて村長に回答書をいただきました。これは議長宛てですね。資料の提出についてということで、平成26年9月16日付、26年第125号で依頼がありました。このことについては、同様の提出資料が議会外において流布された告発等の案件であるので、提出を控えるということで回答をいただきました。

私は、この問題とは関係ございません。あくまでも一住民として、そしてまた議会の議員として、皆さんにその内訳ですね、状況調書を提出してくれということで出したわけです。そのことについてただいま申し上げたそういう回答がございました。

なぜ出せないのか。以前にもこういったことで入札状況調書というものを議長を通じて提出を願ったんです。今までは我々の要望どおり提出されました。しかし、今回に限り、そういう理由によって提出できないんだと。なぜなんだということなんですね。いろいろ法律的なことがあるのかもわからないし、どういう制約があるかわかりません。しかしながら、今まで出していたものが急にそういった理由で出せない。その法律の根拠をまずお示しいただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時47分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時47分）

○議長（鈴木宏始君） 続行してください。説明は以上でいいですか。もし今の発言がそこで終わっていいんだったら採決しますよ。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

(午後1時48分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後1時49分)

○議長（鈴木宏始君） 動議の説明を続行してください。

○14番（後藤 功君） 理由は、現在、除染事業の入札に関して請負業者をはじめ職員が告発されておりますが、議会として事実関係を知る権利があるからでありまして、そのために先ほど申し上げた資料提出の動議を提出するものであります。

賛同者がおりましたら議長においてはかかっていただき、正式に求めているかと思っております。議長、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいま動議提出の説明が終わりましたので、ここで採決を行います。

(「議長、何をやるかわからない」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 資料の請求の動議について、執行部に対して請求することについて採決をしたいんです。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは暫時休憩いたします。

(午後1時51分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後2時29分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案第68号に対する質疑を続行しておりますが、この中で14番後藤功君より動議が提出され、これが有効に成立いたしております。

この動議の中の資料請求ということについて先ほど議会運営委員会に諮問いたしましてご審議をいただいている最中ですが、いまだ結論が出ておりませんので、この審査をもうしばらく議会運営委員会にお願いしたいということで、これから30分間休憩したいと思います。

以上のようなこととさせていただきます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいまより午後3時まで休憩いたします。

(午後2時31分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後2時59分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案第68号に対する質疑を続行中ではありますが、この中で14番後藤功君より動議が提出されまして、この動議は正式に成立いたしております。

ただ、この動議の内容について、先ほど来、二度の休憩の中で議会運営委員会に諮問いたしましてその回答を待っているところではありますが、資料請求に対して資料が出てこないということについては、議会としての調査権の制限ではないかというふうな絡みもございまして、まだ結論が出ておりません。そういうことで、これより休憩をもう一度とりたいと思います。

なお、二度の休憩の前に議長が採決を行いますというふうに申し上げているわけですが、これは取り消しをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、午後3時30分まで休憩いたします。

（午後3時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時29分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま議案第68号に対する質疑の途中でございますが、その中で14番後藤功君より動議が出されまして、この動議について、若干、議会運営委員会等を開催していただきながら調整いたしました。そして、執行部との話し合いの中で、執行部も後藤議員の資料請求に応じるというふうなことが出てまいりましたので、ここで14番後藤功君は了解をして質疑は終わるということでございます。ご了解願いたいと思います。

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） なお、本日の会議時間延長についておはかりいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますけれども、午後7時まで延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は午後7時までと決定いたしました。

（「議長」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） どうぞ。

○16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げます。

ただいま議長の発言の中で、後藤功君の動議に対してこういう措置をとりましたという議長の発言があったんですが、もしそのほかにそれと同様な事件があった場合には今後どうなるんですか。そここのところを議長から説明願えれば幸いだと思います。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君より議事進行発言について議長にお尋ねがございましたが、似ておっても内容が違っておったり、ケース・バイ・ケースで、そのときは議運ともご相談を申し上げながら処理してまいりたいというふうに考えております。

それでは、議案第68号に対する質疑はほかにございませんか。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番藤田です。議案68号に対して質疑したいと思います。

まず第1点は、予算書の33ページの道路維持費ですけれども、8番の報償費の中で歩道等除雪奨励金70万円とありますけれども、これはどういったことで支出するのかお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 4番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

報償費、道路等除雪奨励金70万円でございますが、こちらのほうは、今年度の大雪を受けまして、歩道等につきまして、地域のボランティアや行政区等でやっていただける方をお願いしまして、私どものほうで報償金を支払うような要綱等の整備を考えてございます。

とりあえず今年はモデル事業としまして、今現在、手押し機械が私どものほうで7台、今シーズンは確保していきたいと思いますので、その7台を使いまして7団体のボランティアの立ち上げを考えている要綱でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 現在、手押しの除雪機が7台あるということで、これを有償でボランティアにやってもらうということですが、ボランティアをやっていただく方は村のほうで指名をして専属という形に考えているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えします。

こちらのほうは、西郷村歩道除雪支援隊の奨励金という形で、今後ボランティアを募集していくような形になります。今シーズンですね。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これから募集していくということですが、この7台はどこに配備して、どういった形で利用したいと考えているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

これは、今年の大雪に関しまして、各学校で子どもさんたちの通学にかなり支障が出たと。子どもたちが大雪に関しまして車道を歩いているような状況がございましたので、基本的に私どものほうで今回モデル事業として考えておるのは、各小学校・中学校の行政区単位の部分で考えておる状況でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これまでも私としましても、各学校の除雪は、当然遠いところはスクールバス等があると思いますので、学校が近いところは皆さん歩いて子どもたちが出るので、そういった面ではいいのかなと思うんですけれども、これまでこれは行政区のほうからお願いして貸し出しをしていたと思うんですけれども、そういうことになると、これからは各学校単位で1台ずつ年間を通じて貸し出しするという考えでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

私どものほうで、建設課サイドとしましては道路除雪をメインに考えております。これは、今年の大雪に関しましていろいろ見直しを行いまして、まずは除雪、交通の確保ができていたのかと、2次的には子どもたちの安全確保ができていたのかという形で、いろいろボランティアでご協力もいただいていたところがございます。

そういった形で、議員さんのほうからもご質問があったように有償のボランティアも考えるべきじゃないかということで、今回こういった形をモデル事業としまして、今年度、学区単位としまして、PTAなり、ボランティア団体の立ち上げを今後検討していきたいというような形の要綱でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 理解としては各学校区に1台ずつ配備するというところでよろしいですか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

学校に配置するのではなくて、これはあくまでも私どものほうで管理しておる手押し機械で学校単位の歩道をやっていただくために、ボランティアの立ち上げのための要綱でございます。ですから、学校に貸すのではなくて、あくまでも私どもが管理しまして、学校周辺の歩道部分の除雪をやっていただくというような形になります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 大体理解できました。

それと、35ページの備品購入費、除雪機が132万7,000円ですか、削減されているんですけれども、こちらは何か理由があつてのことでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

こちらのほうは、今年度、手押し機械を購入したものの請け負いの差金でございます。入札しまして、落札した金額の請け差でございます。そちらの金額でございます。思ったよりかなり安く買えたということです。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 了解したというか、今年みたいな大雪が降ると大変な状況に村全体がなってしまうので、特に子どもたちに対しては車道をやると歩道がほとんど歩けない状態で、子どもたちは車道を歩いて通学するという状況になるので、そういった意味では、そういったところも重点的にまたやっていただければと思います。ありがとうございました。

続きまして、43ページに村民プールの建設事業費ということで出ています。先ほど15番議員のほうからもいろいろこの件に関しては質問がありました。私も同様に、一日も早く村民プールが必要なかなと思っている次第です。

これまでの経過が先ほども出ていたので重複はしないようにしますけれども、結局、

交付金の関係で平成24年度はついにできないという状況、これも平成24年度の経過を見てみると、もとあったプールが震災で大破したというか、基礎のほうも大分やられているというような状況で、私たち議会としては場所の設定としてちょっとまずいんじゃないかと、一回震災があったところとまた同じところでは、もし同じことが起きたらまた同じような状況になるということも含めて、その当時ですけれども、西郷村公共施設に関する検討特別委員会なるものを設置して、これは委員長が佐藤富男議員、副委員長が白岩征治議員、委員が後藤議員、上田議員、南館議員、真船議員、鈴木勝久議員ということで7名が委員会のメンバーで行われてきた経緯があります。その中でも、交付金の期限があるということで短い期限の中で相当委員会も開きながら、また東京の関連する省庁に要請に行ったりしてきた経過があります。

そういった中で、全員協議会の中でも、村長はあのときは午前中しか参加できなかったと記憶にありますけれども、午後は市町村長会の会議があるということで退席したと記憶しておりますけれども、全員協議会の中では皆さんの意見を聞きながらやってきました。

その当時も、村長は、120本のパイルを打ち込めば大丈夫じゃないかというようなことも話されておりましたけれども、その後、いきなり私どもが知らないうちに、もうプール建設を断念したということを新聞報道で知ったわけですけれども、その後、皆さん努力した中でも、結局、交付金の期限が切れてしまってそのままになってきたわけです。

その後、平成25年度に、予算が当初だったか忘れちゃったけれども、野球場の裏のサブグラウンドにボーリングを2か所、多分したと思うんですけども、その辺の経過と、今回またもとのプールの跡地にプールを持ってきたということの経過が我々は全然わからないので、その辺の経緯をまずお話ししていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） 藤田議員のご質疑にお答えいたします。

まず最初に、サブグラウンドのボーリングの経過でございますが、前回の場所にプールの建築の予定をしておりましたが、建設ができないということで、既設場所以外のどこかをいろいろと内部で検討しました結果、スポーツ振興のほうで体育施設の総合運動公園構想というようなことで、一極集中のところをいろいろと検討しました結果、野球場の周辺がいいのではないかなというようなことで、サブグラウンドのほうにボーリングの調査を落としました。

その結果であります。地質調査をした結果、あそこのところは、被災したところと岩盤に当たるところが12メートルから15メートルということで同じでありましたけれども、ただ中間の層がかなり悪いというようなボーリング結果となりました。

それで、そういうふうなボーリング結果と、サブグラウンドはいろいろ催し物があるときに駐車場関係とか、あとソフトボールとか、そういったもので現在も使っておりますので、村民の方からその場所でちょっとプールのほうは、サブグラウンドには建設をしないでいただきたいというような声もありましたので、そこへの建設は計画

をしなかったというような経過でございます。

それで、2点目のご質疑でございますが、今のところに決まった経過でございますが、そのサブグラウンドは今申し上げたような理由でちょっとふさわしくないということで、先ほどの用地検討委員会のほうで、まきば保育園というようなことで答申をいただいた件でございますが、あそこは午前中に村長のほうからもありましたように、そちらのほうは午前中のお話のような建設の計画がありますというようなことで、体育館の脇のところを選定していったような経過でございます。

それで、そこもボーリングを落としておりまして、被災を受けたプールがあったところは造成するとき盛土の上にプールが建設されたような状態で、盛土が約7メートルぐらいされておりました。ボーリング結果ですね。あそこの体育館脇の中間、また体育館寄りの山側のところのボーリングの結果、一番山側のところはほとんど盛土はなく切土でありました。中間層は二、三メートルの盛土というようなことで、被災を受けたプールの地層と違っておりました。それでいろいろ検討した結果、体育館の山側にプールを新たにつくれば、先ほどもありましたが、前回のプールでは約120本の杭を、なおさら2つの岩盤に当たるまでということで、安全性が十分に確保できるというようなことでその場所を選定した次第でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今、経過は話していただきましたけれども、一点、サブグラウンドね。以前、野球場をあそこにつくるときに相当地盤はやわらかいと、もうあそこは無理だというようなことで相当お金もかかっているということを私も聞いております。ほとんどの方も聞いているのかなと思うんですけども、あそこは過去にそういったことがわかっている中でボーリングしたわけですよ。そこに183万円ですか、ボーリングで。その場所が何も事前にわかっていない場所であるならボーリングして地質を調査するというのもわかるんですけども、私から見ればですよ、やる前からわかっていたところにそういった無駄な金を使ってどうなのかなと、一つ疑問に感じたところです。

当然そこはだめだと、村民からも、あそこは狭くて、今まで子どもたちが野球をやったりグラウンドゴルフをやったり、そんなことをあそこでやっているの、そういった意味じゃ狭くて、何であそこにボーリングなのかなと私は思っていましたけれども、一応経過としてそういうことなので了解しますけれども、もとのプールの跡地にまた再度、今回新しくプールを設計し建設するということが上がってきました。何と云っても安全性が一番なのかと私も思います。

課長の説明では、もとのプールの地質を見ると、7メートルぐらいの盛土の上に建ててあったということで被害も大きかったんじゃないかということで、体育館側ですか、山側ですか、そちらの地質も調査したとは思いますが、そういった意味ではそちらは盛土が少なかったということで、それを利用すれば、当然パイルも打つということなんでしょうけれども、これは一番最初の計画内容と大分変わっているん

ですか。一番最初に私たちに示されましたよね。ここは120本のパイプを打てば大丈夫だと、安全だということで村長は答えていましたけれども、そういった意味でも、あれだけ崩れたんだから、それでもやっぱり別な場所がいろいろということ審議会もつくったりしてやってきましたけれども、地質調査も含めて、その内容がもし当初の内容と変わっているところがあればお示し願いたい。全協の中でも少し話はお聞きしましたけれども、もう一度お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） ただいまの件でございますが、内容はこれから詳細設計に入るわけなんです、前は若干体育館から離れていたんですが、できるだけ体育館側のほうに近づけて、より盛土の少ないようなところに、位置のほうは、前回よりもずらして配置のほうはさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今回、全員協議会では内容等が示されていなかったもので、そういった意味では、前回の震災後の最初の内容と内容が変わったプールになるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） ただいまのご質問でございますが、内容が大きく変わった点といえば、交付金の種類が第1、前は学校整備ということで文部科学省、今回は復興庁の予算ということで、村の持ち出しがなくて、その辺の内容が一番変わったと。

それでプールですが、前のプールは震災対応プールというようなことで、プールの水を浄水してそれを飲み水に使えるというような災害対応のプールでございました。ただ、今回は子ども元気復活交付金というようなことでそういう災害対応ではないということで、その浄水の部分は変わっております。また、ちょっと体を温めるようなジャグジーが前回ついておりましたが、今回は復興庁との申請の協議の中でジャグジーはだめだというようなことで、その辺は削られております。

また、大会等を開くのに前回のプールはプールサイドがちょっと狭かったものから、今回はプールサイドを若干広目にとって、大会に出場いただいた選手もそこに並んで大会ができるようなということで、プールサイドを若干広めております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今回、交付金の中でいろいろ制限があるということで、本当はこれは、先ほど15番議員も言いましたけれども、いろいろな面で利用できる、年寄りもみんな利用できる、健康、介護予防なり、そういったものを求めるのが最適かなど。どうせつくるなら、何十年もそこで使うので、できればそういうことで私はやっていただきたいなと思っていたんですけれども、今日話を聞くと、あくまで子ども元気復活交付金だったりして、ある程度制約されるというようなことも聞いておりますので。

あとは安全性だよ。安全性をこれまで議会の中で問題にしてやってきて、もう相当な、村内はもちろん村外にもいろいろなことで広まった問題なので、村民に対してやっぱり安全だよということ、我々議員にもそうですけれども、もう一度何か説明があってもいいのかなど。やっぱり心配している人は相当いると思うんです。あれだけの被害があったので、そういった意味では報告というか広報などもしていただいてやっていただければと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 次に12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議案第68号について私も質疑をしたいと思います。

補正予算書の3ページ、第10款教育費の6項保健体育費として、今お話が出ました村民プールの実施設設計委託料として3,500万円の予算が計上されております。先ほど来の同僚議員の質疑の中でほぼ話が出てきておりますので、私も最終確認ということで質疑をしたいと思います。

私も、まさにこのプールに関しては大いにつくるべきであるというふうなところで何度もお話をしてきたつもりでございます。その言葉がきちんと伝わっていない部分もあるのかなと思いますので、もう一度申し上げますけれども、プールは大いにつくるべきだというふうな思います。ただし、つくるに当たって、多目的に多面的に使えるものであるべきだというふうなこの場で求めてきた経緯もございます。

同僚議員の質疑の中でいろいろやりとりを聞いていると、まず十分な安全性は確保できるんだと。それは杭を打って、きちんと安全性を確保できるというふうな村長は明言をされております。あとは、みんなが頭を使って村をよい方向に持っていこうということでお話がされておりました。

そういう中で、私が一つこの予算を計上する中で疑問に思ったのは、今質疑の中でありましたけれども、2年ほど前に公共施設の設置を考える委員会がございました。その中で一つの答申を出しました。その後、平成25年9月17日に全員協議会が開かれて、今、藤田議員が言われたように、サブグラウンドのほうをボーリング調査しますよという説明がございました。

その中で、健康づくり、体力づくりができる施設が必要とされているということも説明の中で私は受けたというふうな記憶をしております。そのことが今回どのように協議されてこの予算の中に反映されているのか。ただし、先ほど質疑の中でありましたように、子ども元気復活交付金、この予算を使うことによってどのような制限を受けて、そのことがどのように割愛されていって制限を受けているのか、そこをまず説明いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

安全対策並びに安全確保のことが再三ご質疑に出ております。このことにつきましては、答弁申し上げてきておりますように、さまざまな安全対策をどういうことで確保できるのかいろいろ考えました上で、説明してまいりましたように、被災した場所

からできるだけ離れて、しかも地質調査の結果を見て道路側並びに体育館側にできるだけ可能な範囲で寄せて、そこでさらに対策を打った上でつくらせていただくということで申し上げてきております。

その中で、体力づくり、目的にかかわる部分につきましては、上田議員から前日も、福祉のことなどを含めて、多目的、多面的に物を考えてつくるということで提案を受けております。あのときにも、そのことに沿った議員の皆様方のお声を入れさせていただきながら、コースを1つ増やして7コースにして、斜めに入っていけるスロープをつけたプールをつくるなどしてまいりましたが、今回もそのことは踏襲しています。

ただ、説明がありましたように、今回の交付金が子ども元気復活交付金で、子どものことを最優先に考えてつくるという制約を受けた上での交付金であるものですから、いろいろ相談を申し上げながら、こういうことが可能ですか、こういうことはどうですかと細々相談した上で、最大限許される範囲でこのプールをつくっていくということで方向を定めています。

体力づくりのことがありましたが、上田議員さんが申されている広い意味の村民全部の体力づくりにできるだけ使えるようなことももちろん考えていきますが、スタートに当たりましてはその制約の上でスタートをせざるを得ないということがありますので、そういう制約を守りながらというようなプールにさせていただきたいと思っています。

今、福島県の子どもたちは肥満を含めて体力の向上のことが大きな課題になっていますので、そういう意味では、まず子どもたちが体力づくりを主体になってできるプール、そういうことでスタートさせていただきながら、あと使う方法につきましては、またいろいろ制約を相談したりする中で許されることを最大限にやってまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 非常にすばらしい答弁だなというふうに思って今聞いておりました。子どもたちを前面に出して、その子どもたちの体力増進ということで、その部分は私も同じ考えであります。私、以前にもここで申し上げましたように、スポーツを否定するつもりは全然ございません。子どもたちがプールを通じてスイマーになってオリンピック選手になっていただきたいか、そういう大きな夢も持っています。ただし、先ほど教育長が言われた中で、答弁の言葉尻をつかまえて申しわけないんですけども、村の財政負担がないということを言われましたよね。これは建設に当たって村の財政負担がないということでのお話だと思うんです。

しかしながら、物が完成することによって今後は維持管理費が発生してくるわけです。その部分を多くの村民が負担をしなければならない。そのことを踏まえて、私は、多面的に考えるべきですよとお話をさせてもらったつもりなんです。得意とする福祉の部門で、例えば高齢者の方の機能維持訓練、介護予防訓練につながれば、介護サービスを受ける前の段階で止まっただけであれば、村からの持ち出しも少なくなる。高齢者の方の持ち出しも少なくなりますよ、このことも踏まえて検討すべきですよ、

このことをお話ししたはずですが。さらには、福祉の関係でいけば、障害を持った方がその機能維持訓練のためにこのプール施設を使って維持訓練をすることができるんじゃないですかということで、そのことも踏まえて計画すべきですとお話をしました。

今の答弁を聞いていると、担当課、例えば健康推進課の高齢者係、福祉課の障害者係の部門と話をされましたか。さっきみんなが頭を使って村をよい方向に持っていこうという話をしましたね。答弁がありましたよね。制約を受ける予算の中でみんなが頭を寄せ合ってアイデアを出しましたか、村の中で。私は今の答弁を聞いていると、何かスポーツ関係者だけが頭を寄せ合って、プールをつくりましょうよとしか聞こえないんです。そうじゃないですよね。まずは庁内で福祉課の担当者、健康推進課の担当者とそういう話をされましたか、そこを伺います。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

健康づくりのこと、体力づくりのこと、両面からこういうことをやっていくべきというお話でございます。

相談をしたのかということですが、このことを正面にしての相談はしておりません。ただ、今までずっと取り組んできた中で、健康づくりの大事さはもう十分にわかっているつもりですので、先ほど来申し上げておりますように、交付金の性格、その中でスタートさせていただきますが、このことを通して、もちろん維持管理費のことなどもあります。

イメージを持ちますと、日中どのようということであればこういうことができるのではないかと、それから放課後はどういうことができるんだろうと、夕方の時間帯はどういうことができるんだろうと、そういうことを多面的に、おっしゃっていただいているようにいろいろな角度から考えるつもりでおりますので、そういうことについてこれから協議も十分にしながら進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今回、村民プール実施設計委託料として3,500万円の予算を計上しているわけです。ということはもう形をつくっていくわけですよね。一つの図面上で形をつくるわけですよね。そうなってしまったときに、では例えば障害者向けに、お年寄り向けにこういうことをしましょうよという、設計変更が非常に難しくなると思うんです。

それと、これは財政課長のほうにちょっと伺いたいんですけれども、子ども元気復活交付金で基本枠があると思います。それにプラスして、例えば福祉部門の予算の上乗せというか、村独自の上乗せとか、それも可能なんですか。乗せることはできるんですか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 上田議員の質疑にお答えします。

現在は子ども元気復活交付金で、その事業の趣旨にのっとって恐らく設計に入って

いくだろうと思いますけれども、今後の利用については、いろいろ子どもを中心とした、先ほど高齢者のプールでの歩行訓練とか、そういうものも含めて利用は可能かと思えますけれども、そこに単独費を投入してやるというのは、アロケーションになると思えますけれども、その辺は可能かとは思っております。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 設計を組む段階でいわゆる高齢者向けとか障害者の方向けに設計を変更する、そうなったときに子ども元気復活交付金の要綱から外れる部分が出ますよね。その上乘せになる部分を村が単独でお金を出して乗せることはできるのですかということです。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） 予算面に関しては、それは予算の規模にもよるかと思えますけれども、今後の検討課題にはできるかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） この平成26年度の補正予算の中に3,500万円というお金を今計上していますよね。これは子ども元気復活交付金という予算の中でプールの設計を組むわけですよね。それを3,500万円の予算で組んでいる。そこに新たに障害者向け、高齢者向けのものをつくろうとしたときに、単独で1,000万円を乗せなければならないと、それが乗せられるか乗せられないかなんですよ。制度上可能なかどうなのか伺っている。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 企画財政課長。

○参事兼企画財政課長（須藤清一君） その制度上どうかというのは、設計の協議の中で県のほうから示されるかと思えます。その辺までは私のほうでは細かく把握しておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 細かく把握していないということなので、これ以上やってもしようがないのかなと思うんです。そうなってくると、庁内でもきちんと会議が持たれていないというふうにはかたれないんです。これでこの予算を認めろということになってくると思うんですけれども、非常にこれは難しい判断になると思うんです。

同じ質問を教育委員会のほうにも聞きたいと思うんですけれども、子ども元気復活交付金の中で上乘せをしたい、こういう施設をつくりたいといったときに村の単独予算を乗せることができるのかできないのか、教育委員会ではどのような判断をされますか、伺います。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） ただいまの上田議員のご質疑につきましてお答えします。

一旦ちょっと確認をしたいと思えますので、詳しくここで、復興庁のほうとの予算確認の中では、いろいろと要求したわけですが削られまして、それは認められないということで、その辺の上乗せ部分については確認をしないところがございまして、確認してからお答えしたいと思っております。申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 西郷村においては、子ども元気復活交付金事業というのは、甲子にもグラウンドをつくりましたよね。それで予算申請をしていますよね。その中でこういう話は出ませんでしたか。商工観光課長、いかがでしたか。

○議長（鈴木宏始君） 商工観光課長。

○参事兼商工観光課長（渡辺文雄君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

子ども元気復活交付金は100%補助なんですけれども、その中でそういう協議はしておりません。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 私、ごり押しをするつもりないんです。ただ、設計する段階において多面的に使えるようにすべきだよという考えのもとにお話をさせてもらっています。そういった中で、予算に独自予算が乗せられるのかどうなのか、もし確認がとれるのであれば確認していただきたいと思います。議長においても取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 答弁のために5分間欲しいということです。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいまから4時35分まで休憩いたします。

（午後4時16分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時34分）

○議長（鈴木宏始君） 議案第68号に対する質疑を続行いたします。

ここで代表監査委員が退席いたしましたので、ご報告いたします。

12番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

先ほどもこの交付金の名称ということで、子ども元気復活交付金ということで補助をいただいているというようなことで、あくまでも子ども元気復活交付金なものですから子どものためというようなことで、福祉を初めから大々的に加味してつけるということはやはりちょっとできないということです。

ただ、今回のプールなんですけど、先日の全員協議会の中で図面とかをお示しいたしましたとおり、プールに入るときにスロープなどをつけて、車椅子の方とかも、障害者の方もゆっくりとスロープを伝わってプールの中に入って歩行訓練をするというような、最小限の復興庁のほうで認めてもらった構造、あと床を上げて水深を浅くすると。本体のプールのほうは大体1.2メートル前後なんですけど、その水深を浅くして、歩行に支障のないように2コースをそういうふうな歩行訓練、福祉施設の方に対応できるような、最小限のプールになるように協議をしながら、復興庁のほうから認めて

もらっている部分がございます。

ただ、これが福祉とかそういったことを全面的に出してしまうと、補助金の目的というんですか、それからちょっと外れてしまうというようなことで、必要最小限の福祉の設備、スロープとか床上げとかそういったもので今回の補助のほうを認めてもらったというような経緯がございますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁をいただいたんですけれども、予算の上乗せというんですか、横出しというんですか、それはなかなか難しいということで理解したいと思います。

今答弁の中で目的外ということで説明をいただいたんですけれども、この目的外も、目的に合わせることも可能じゃないかというふうに思うんです。そこが先ほど来私が言っているように、村長が答弁された言葉を使って言えば、みんなが頭を使ってという部分だと思うんです。その相談がないままに今回この予算を計上しているんじゃないですかということを行っているんです。

今、課長の答弁の中でスロープという話がございましたね。このプールの計画が上がったときに、スロープで斜めに入っていけるように1レーン増やすべきじゃないですかとこの場で申し上げたのは私なんです。那須町のスイミングドームを見に行ったときにやはり斜めに入っていける、足をちょっと引きずるような感じの方が手すりにつかまりながらゆっくりとそのスロープでプールの中に入っていく姿を見たものですから、そういう提案ができたんです。私みたいな素人がこういう協議の場に加わればそういうこともできるんです。さきに申し上げたように、福祉課の障害担当係、健康推進課の高齢者係、そういった人たちがこの中に加わればさらにいろいろなアイデアが出るんじゃないかなということで申し上げているんです。そういったことがされない。

それと、一番私が今思っているのは、議会に対しての説明がほとんどされていない。議会では2年前に特別委員会を立ち上げていろいろ協議して、一つの答申を出しました。その結果云々というのはさきに質疑の中でありましたけれども、その後、平成25年9月17日に村民プールの地質調査についてということで全員協議会が開かれました。当初の184万1,000円のお金を使ってその地質調査をしたいんだと。これは、先ほど出たようにサブグラウンドをやりたいということで、そのときに子どもから高齢者まで楽しめる健康づくり、体力づくりができる施設が必要とされているので、このことも踏まえて調査検討していきたいということで私は理解しておりました。このことが全然説明がないままに、今定例会が始まって9月18日に西郷村民屋内プールについてということで全員協議会が開かれまして、その中で説明いただきました。でも、そのことについて一切触れられなかった。こういうことがさまざまな問題を引き起こしているというふうに私は思うんです。そのことについて課長はどのようにお考えになりますか。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木茂和君） ただいまいろいろな説明不足というようなことでご質問のほうをいただきますが、確かにいろいろな足りないところがありまして、大変申しわけございませんでした。

今回、この予算をご議決いただきまして設計案が決まったら、各課の関係するところで実施設計の段階でいろいろな会議等を開いてやってまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 最後に聞きたいと思います。

ただいま生涯学習課長が申しわけございませんでしたと言っていたんですけれども、私、生涯学習課長だけを責めるつもりはございません。これは執行者全員に言います。

私たち議会は、絶えず胸を開いて執行者と協議をしていきたいというふうな考えであります。その中において議会は議会の立場がございます。一步離れた立場で物事を言っていきたいなという立場でいつも構えています。しかしながら、執行者は絶えずよろいを着て議会のほうに寄ってこない。ですから、こういった問題が絶えず起きてくる。

今回もこの予算を計上することによって、いわゆる場所はもう決まっているんです。そうなったときに面的発展というのは非常に難しいと思うんです。今のプールを建設する予定地のそのプールの施設のピンポイントでの設計変更はできるのかもしれない、いろいろな知恵を出し合うことによって。しかしながら、面的な発展というのは非常に難しい状況になってきている。そういったもとで今回判断をしていかなければならない。その苦しい立場に、今、我々議会議員はいるんです。何度も申し上げますけれども、プール建設に対して反対するものではない。しかしながら、今の執行者のやり方に対して異論を唱えているものであります。

私は質疑をこれで終わりたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 二、三、お伺いいたしたいと思います。

建設課長、実は、新白河駅前のまちおこしセンターについてなんですが、前回、同僚議員も一般質問をやられましたけれども、別な形で実は苦情が参っております。一つは、駅側からまちおこしセンターに来たときに円卓の待合椅子がありますね。その間に木があって天井を抜けているところなんですが、そこに以前、毛虫が大量発生して困ったことがあって、今は何とかおさまったようですが、今度はあそこに雨が降って円卓がもうびしょぬれであそこで休めない状況なんです。ですから、なぜあそこに木を植えたか、カシワの木、ムロの木かもしれませんけれども、植えたのか理解に苦しむんですね。

ですから、これからまた雪が降ったり風が吹いたり、場合によってはひょうも降り

ますから、ああいうものがあそこにあえて本当に必要なのかどうか検討して、あそこをふさぐようなことも、工事費をとっておりますけれども今回入っているかどうかわかりませんが、そういったことも必要じゃないかと思う点が一点。

それからもう一点が、駅前広場の整備によって移動した新幹線の駅の開通記念のモニュメントがありましたね、シルバーのとがったようなものですね。地域住民の方から、非常にとがっていて危険だろうと、想定外の事故も考えられるので、あそこのとがっているものを何とか抑えるべきじゃないかというような話も出ておりますが、その辺についていかがお考えかお伺いします。

また、今回、工事請負費に1,946万と120万円ありますが、この1,900万円は償還金かどうかわかりませんが、その中身についてもお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） 佐藤富男議員のおただしについてお答えいたします。

まず、1点目の駅側の街路に面している円卓の件でございますが、以前にも利用者の方から苦情が来ております。それは、ちょうど建物のひさしの部分に大きく穴をあけていまして、その大きく穴をあけたほうが大きい状態で、下の円卓が小さい状態でございます。雨が落ちてきてその円卓に当たるといような苦情でございました。

雨が降った後にベンチシートがぬれていて利用できないということでもございまして、管理人のほうで雨が上がった段階で今現在は拭いて利用しているような状況なんです。方法としては、上の穴の部分で少し小さ目にカバーできるかなということで、ちょっと上を、木が生えているものですからその部分を切るのはあれなものですから、その辺、お話をいただいておりますので検討していきたいと思っております。

2点目の新幹線の開通のモニュメント、三角形のステンレスの部分でございまして、こちらのほうは今日初めてお話しいただいた状況でございます。こちらのほうの位置としましては、今現在、30分無料の送迎用の駐車場の入り口の部分の緑地帯に設置してございます。ちょっとそのとんがりの状況を、子どもさんが近づく場所ではないと思うんですが、その辺は確認をしまして検討していきたいと思っております。

次に、工事請負費の新白河駅前広場工事費1,946万円でございますが、こちらのほうの内容としましては、新幹線駅の東口の照明関係の工事でございます。それとあと、駅前西線のボラードの上に危険防止のための目印をつける工事費が含まれてございます。その下のまちおこしセンター工事費のほうは、まちおこしセンターの位置的なものがわかりにくいので、その辺の案内看板を出す工事費が120万円でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 結局、上を小さくしても漏るものは漏るし、雪も降るものは降るしということで、カシの木ですか、カシワの木かよくわかりませんが、上を芯止めしちゃうとけば別に覆っても大丈夫じゃないかなと思うんです。実際に使われる方

の身になって、村の事情じゃないです、使われる方にとってあけた方がいいのか悪いのかだと思っただけですね。ですから、そういった使われる方の立場に立って判断をしていただきたいと思います。

それから、モニュメントについては、例えばモニュメントのとがっている部分に危険防止の何かしらの工夫をすとか、そういうことも含めてやったほうがいいと思います。

それからもう一点は、皆さんもご存じのとおり、駅前西線の道路がよくなって非常にきれいになりましたけれども、その道路と歩道との間のいわゆる仕切りのあれが毎日のようにけがをしたり壊れたりということで、あれについても早急に対策を練らなければならない。だから、今回この補正予算に上がってきているのかなと思ったんですが、上がってきていなかったの、それについての補正、例えばその対策は現在どのようになっているのか、ちょっと進捗状況をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 建設課長。

○建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

駅前西線の石のボラードと言われているものなんですが、こちらのほうは車道と歩道の分離という形で、歩行者を守るための石の部分でございます。よく白河、郡山、若松等のメインの通りなどではああいった形のボラードを設置してございまして、今回どうしても出入り口関係で、ちょうど高さが60センチメートルほどなものですから運転席のほうからちょっと見えにくいという形で、試作的に何か所か頭にステンレスの板をちょっと設置させていただいております。設置させていただいた後、かなり効果がございまして、そういった形で今回工事費の中で、フラットタイプがいいのか、もう少し表示の仕方を工夫したらいいのかということの検討は必要だと思いますが、そちらのほうで対応してまいりたいと思います。

それと、先ほどおっしゃられましたステンレスのとんがり部分、それと円卓の座る部分の上の穴につきましてはちょっと検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 検討をお願いしたいと思います。

あと、課長、今現在、通りの丸いものが2か所倒れている、壊れているのがわかりますか。もう壊れて1週間、10日過ぎますけれども、そのままになっています。危険ですから、道路の維持管理をしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、村民プールについても、私、質疑をやめようかなとは思ったんですが、一言やっぱり申し上げておきます。ここで確実に確認しておきたいことは、村が発行したハザードマップというものがありますね。こういった冊子ですね。あのハザードマップの中に、体育館に隣接する山、また付近が土砂崩れとかそういった危険箇所になって指定されているような記憶があるんですが、そこは全く問題ないのか。土砂崩れ等についての記載がハザードマップに入っていないかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 佐藤議員のご質疑にお答えいたします。

今おっしゃられているのは体育館の裏の山かと思いますが、そこ自体はハザードマップの中では指定されておられません。隣に宅地があるんですけども、同じ並びの山のところですが、そこは指定されているところがございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私自身も村民プールをつくることは反対でもないし大賛成です。それが本当に村民のためのプールなのか、一部の方々のためのプールなのかという、そういう疑問を私は感じているんですね。先ほどの上田議員の質疑にもありましてとおり、多面的にこの村民プールが真の村民プールとして使えるというものであればいいし、また子ども元気復活交付金をもらっているから子どものためにということで今お話がありましたけれども、子どものために考えると、本当にあの場所が子どものためにいいのかという疑問が出てくるんですね。私たちは、あそこは危険だからやめたほうがいいということで、まきば保育園の前に移したらどうですかという結論を出したんですね。

村長は、今回また杭を120本打ってやれば間違いないということで安全だと言いますが、確かに地盤改良するというような形の中でそういう杭を打つことは安全対策になると思いますけれども、そこまでしてあそこにこだわる理由というのは私はないような気がするんです。というのは、あそこで一回被災して村営プールが壊れてしまったと、その場所にまたつくるといことと、隣の体育館そのものも当時、大震災の後に1,500万円ぐらいですか、予算計上して修繕していますね。建物も環境もやっていますよね。

あそこは、前から言ったとおり、工学博士のNさんが、そこは間違いなく豆腐の上で村民プールをつくるようなものですよと、だから絶対やめたほうがいいですよということを、私、現地に一緒に行って見ていただいてそう言われたんです。だから、私自身も村民プールをつくるのは賛成だけれども、あの場所については、万が一また同じような地震が来たときに、テレビ報道もありましたけれども、文化センターとか公会堂の屋根が落ちてきた、村民プールの屋根が落ちて天井が落ちてきたと。または、泳いでいる最中に地震が来て、プールが割れて水漏れを起こして、そこに吸い込まれて子どもたちが事故に遭ったとか、想定外のことも、この間言いましたとおりいろいろなことがあるんですね。そのとき、最善の安全な場所に子どもたちのプールをつくるというのが、私は、やっぱり行政の役割だと思うんです。何とか建築できるからそこがいいじゃなくて、ここなら絶対間違いない、ここは絶対どんなことがあっても安全だという場所につくるのが、子どもたちを守る、子どもの元気復活交付金の場所だと思うんです。

私は、今度大震災が来たときに、前回は4か所ぐらい擁壁を壊してそこに鉄骨を入れて、コンクリートを入れて補強はしていただいたらしいですけども、そういう場所にまたそういうのをつくる、そして総務課長が今言われたとおり、その場所の近く

がハザードマップにあって危険地域になっているところですね。ということは、工学博士が言われた豆腐の上につくことと一緒に、結局、体育館と村民プールのところの地盤調査をやったのかどうか、そのハザードマップをつくった方ですよ、わかりませんが、非常に危険をはらんでいるんじゃないかなと思うんです。

総務課長にお伺いしますが、その危険な箇所と村民プールとの因果関係は全く別になりますか。影響は出ないですか。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

その横に指定されているのは一応谷になったところで、ちょっとくぼ地になっているところで、実際に若干亀裂が入ったところでもありますので、それで県のほうで指定したわけですが、その亀裂自体は住宅地のところですよ。私、因果関係までははっきりわかりませんが、同じ並びではあります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） わからないでは困るんです。わかってつくってもらわなければ困るんですね。わからないでつくったんでは困るんです。

実は、Nさんという工学博士の方と私は現地に行ったときに、天栄村で藤沼湖が決壊して壊れたのを知っていますか。それから、今のこの体育館をつくる、向かって裏側の山の田んぼも一時、水たまりができて池のようになりましたよね。わかっていますね。あれがずっとラインとしてつながっているらしいです。だからここも危険だと言ったんですね。天栄村のあのラインと蛇口のあの裏側の水たまりと、それからプールをつくる場所とがラインでつながっていますよということだったんです。

これは私の聞いた話ですから課長がわからないのは当たり前でしょうけれども、ただそこまで言われると、私自身は、万が一にも大地震が来て、例えば屋根や天井が落ちて、子どもたちは裸でいるわけですから、例えばプールが割れて水が急激に排水になっちゃって吸い込まれてということも、これはないとは言えないと思うんです。だから、そこまで考えると、村民プールは賛成だとしても、そこまで危険を冒してあそこを選定するのはいかなものかということなんですね。

それとあともう一つは、これは確実に聞きしておきたいんですが、この村民プールをつくるときに、その基礎杭としてのポールを、実際何メートルのポールを何本打ち込む必要があるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

ポールのことです。パイルというんですか、につきましては、前の設計のときにも調査をしていただいて、こういう対策をすればいいというふうに言われているものが、12メートルから15メートルのものを合計すると120本というふうに言われております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私はこれ以上申し上げません。私は私自身の責任において、ポ

ールを議会で認めて、将来そこで万が一にも事故があったときに、議会の責任、議員の責任も当然問われます。ですから、そのときのために私は私自身の考え方をきちんと申し述べておきたいし、やはり最後まで子どもたちに責任のある立場でおりたいということをお話ししたわけでございます。

ただ、この場所については私は正直反対です。反対ですが、予算はここで村長、教育長がそこまで責任を持って遂行するということであるから、補正予算全体に影響しますから反対はしませんが、私は、この場所につくるということについては反対しますということだけはきちんと意思表示をしておきたいと、公然としておきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

14番後藤功君。反対討論ですね。

○14番（後藤 功君） 14番。議案第68号の補正予算について反対討論を行います。

ただいま各議員から村民プールについてさまざまな意見が出ました。私も質疑をしております。それで、どうも執行者側の村民プールについての安全性が確たるものがない。以前から指摘しておりました最大の問題の安全性が担保されない。その責任も曖昧だと。こういういいかげんな議案について私は賛成できません。

それと、これと同時に、今、福島県知事選挙が行われようとしている。これなども、あの原発災害、そして県はSPEEDIの避難情報を隠蔽している。そういうことの全く反省もなし、その責任はどこに所在があるんだ。これは明らかであります。

そういう今渦中にある、候補者に上がっている人間が、あたかも県民の総意であるかのように後継者として名乗りを上げています。全く福島県民を馬鹿にした、今回の原発災害のそういう反省もなされない。関係ないように思いますが、私は、今回のプール建設についても、3・11の大地震によって軟弱な地盤が問題で崩壊した、そういうことを考えるならば、たとえそういう必要性はあってももっと安全第一に考えるべきじゃないかと。

一部のスポーツ関係者の声だけを過大に聞いて、一般の我々の多面的な、先ほどから申し上げているようなことを全く無視した今回の議案には私は反対するものであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） ほかに討論がないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第68号「平成26年度西郷村一般会計補正予算（第3号）」、本案に対する

賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号～議案第71号に対する一括質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第7、議案第69号から日程第9、議案第71号まで、議案3件を一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続いて、一括して討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本3議案について一括して採決を行います。

本3議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、本3議案は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第10、報告第4号に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第4号「平成25年度西郷村財政健全化判断比率の報告について」は終わります。

◎報告第5号に対する質疑

○議長(鈴木宏始君) 続いて、日程第11、報告第5号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第5号「平成25年度西郷村公営企業会計資金不足比率の報告について」は終わります。

◎発議第6号に対する質疑、討論、採決

○議長(鈴木宏始君) 続いて、追加日程第1、発議第6号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第6号「西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会の設置について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま発議第6号「西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会の設置について」が可決されましたが、特別委員会の人数については15人以内ということでございます。委員会委員は正副議長を除く議員15人をもって委員としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、特別委員会委員は正副議長を除く議員15人と決定いたしました。

続いて、西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会の委員長、副委員長を選任し、議長まで報告を求めます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後5時10分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時38分）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君は所用のため退席いたしました。

ただいま休憩中に西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会を開催し、その結果について議長に報告をいただきました。

協議の結果について報告します。委員長に10番白岩征治君、副委員長に15番佐藤富男君と決定しましたので、報告いたします。

それでは、委員長、副委員長になられた両君が同席しておりますので、挨拶をいただきます。

10番白岩征治君。

○10番（白岩征治君） 10番。ご挨拶申し上げます。

このたび設置されました議員定数適正化検討特別委員会の委員長に委員各位のご指名をいただき、その重責を担うことになりました。私は、議員定数の削減ありきという議論ではなく、住民の意見を行政に反映し、議員定数がどうあるべきか議員の皆様方の適正なる判断を仰ぎながら、時間をかけて、村民の意見なども徴取しながら適正な結論を出してまいりたいと存じます。

今後、議員各位の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏始君） 続いて、15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。ただいま第1回目の議員定数問題についての会議がありまして、その中から副委員長にというご推薦を賜りまして副委員長を受諾することになりました。

副委員長を受諾するに当たりまして、私は、議員定数問題については、やはり議員一人一人の思い、身分の問題ですので、最初から議員定数削減ありき、そういったものではなくて、やはりきちんと議員全員の意見を尊重しながら、そして議員を増やすのか減らすのか、増やすにしても、減らすにしても何名が適当なのかという、村民の方々が納得できる、また説明できる結論をきちんと出してほしいと。そしてまた、今回、第1回目から全く白紙の状態で行っていただきたいということをお願いして、委員長からそのような方向で審議しますというご回答を得ました。

それからもう一点につきましては、八汐会の会長であります白岩征治議員、そしてまたもう一名の八汐会のメンバーに副委員長ということでのお話もありましたけれども、確かに八汐会のメンバー2名が委員長、副委員長でこの委員会の運営を取り仕切りますと、やはり村民の方々に映る議会というのが、八汐会主導で一方的な偏った議論になっているんじゃないかという疑念も抱かれるということでございます。そういうことから八汐会以外の私をご指名いただきましたので、私もそういった意味で、やはり議会全体として結論を出す、持っていくというような方向に力を尽くしていきたい。

そしてまた、前回の平成13年の議員定数の削減の問題のときには本当に私は苦い思いをしましたので、今回はそういったことではなくて、議員みんなの意見をまとめて、そして議員全員で納得できるような、またそれに近づけるような、そういった議論を進めていくためにも副会長を受諾させていただいたわけでございますので、皆様方のご理解とご協力をお願いしまして、副会長受諾の挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 新たに設置されました西郷村議会議員定数適正化検討特別委員会の委員長、副委員長の挨拶が終わりました。

◎議案第72号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第2、議案第72号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第72号「西郷村教育委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案に同意することに決定しました。

◎諮問第1号に対する質疑、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第3、諮問第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について意見のある方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり、川勝直子氏を人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、諮問第1号については原案のとおり答申することに決定しました。

◎諮問第2号に対する質疑、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、追加日程第4、諮問第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

この件について意見のある方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり、白岩晶子氏を人権擁護委員候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認め、諮問第2号については原案のとおり答申することに決定しました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第12、請願・陳情に対する委員長報告であります。

請願第3号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、藤田節夫君。

○文教厚生常任委員会委員長（藤田節夫君） 4番。文教厚生常任委員会委員長審査報告をいたします。

本定例会において文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、9月11日、本会議終了後、第二会議室におきまして委員全員出席のもと委員会を開催し、内容を審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第3号「『被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金』による就学支援事業の継続を求める請願書」につきましては採択すべきものと決しましたので、ここにご報告します。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） 続いて、請願第4号、請願第5号に対する産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、後藤功君。

- 産業建設常任委員会委員長（後藤 功君） 14番。産業建設常任委員長審査報告をいたします。

本定例会において産業建設常任委員会に付託されました請願2件につきましては、9月11日、本会議終了後、第二会議室におきまして委員全員出席のもと委員会を開催し、内容を審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第4号「政府による緊急の過剰米処理を求める請願」、請願第5号「農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、『農業改革』に関する請願」につきましてはいずれも採択すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

請願第3号から請願第5号まで、委員長の報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第3号から請願第5号まで、3件を一括して採決いたします。

請願3件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

- 議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、請願第3号から請願第5号までの3件はいずれも採択することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

- 議長（鈴木宏始君） ここで、文教厚生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から発議3件が提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） それでは、議案を配付しますので暫時休憩いたします。

(午後5時51分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後5時52分)

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎追加議案の一括上程（発議第7号～発議第9号）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました発議3件につきましては、日程第12の次に追加日程第5、発議第7号から追加日程第7、発議第9号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

◎発議第7号～発議第9号に対する説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） ただいま日程に追加されました発議第7号、発議第8号及び発議第9号は、先ほど採択されました請願に伴う意見書提出の議案でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

発議3件を一括して採決します。

発議第7号、発議第8号及び発議第9号の3議案について、原案のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、3議案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりいたします。

お手元に配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第14から日程第18までの各委員会の閉会中の所管事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては議長に委任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正等につきましては議長に委任いただくことで決しました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして平成26年第3回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後5時57分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年 9月26日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

署名議員 秋 山 和 男

署名議員 小 林 重 夫

